

第二十六回 参議院社会労働委員会會議録第三十二号

昭和三十三年五月十四日(火曜日)午前
十時四十八分開会

委員の異動

本日委員西田一君、斎藤昇君、佐野
廣君及び久保等君辞任につき、その補
欠として鈴木万平君、野本吉吉君、西
岡ハル君及び高田なほ子君を議長にお
いて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 千葉 信君
理事 神原 亨君
高野 一夫君
山本 経勝君
早川 慎一君

委員

勝保 裕君
小西 英雄君
紅露 みつ君
寺本 廣作君
横山 フク君
片岡 文重君
椿 繁夫君
藤田藤太郎君
山下 義信君
奥 むめお君

衆議院議員

野澤 清人君

国務大臣

厚生大臣 神田 博君
運輸大臣 宮澤 胤勇君
郵政大臣 平井 太郎君
労働大臣 松浦周太郎君
法制局長 高辻 正巳君

第七部 社会労働委員会會議録第三十二号 昭和三十三年五月十四日【参議院】

厚生政務次官 中垣 國男君
厚生省公衆衛生 楠本 正康君
局環境衛生部長
厚生省引揚 田邊 繁雄君
援護局長
運輸省鉄道 權田 良彦君
監督局長
運輸省鉄道監督 細田 吉藏君
局国有鉄道部長
郵政省電氣 松田 英一君
通信監督官
労働政務次官 伊能 芳雄君
労働大臣官 村上 茂利君
房総務課長
労働省労政局長 中西 實君

本日国会に付した案件
○引揚者給付金等支給法案(内閣提出、
衆議院送付)
○環境衛生関係営業の運営の適正化に
関する法律案(衆議院提出)
○労働情勢に関する調査の件
(公共企業体等の仲裁規定に関する
件)

○委員長(千葉信君) それではただい
まから社会労働委員会を開会いたしま
す。
委員の異動を報告いたします。
五月十三日付をもって草葉隆圓君が
辞任し、その補欠として、小西英雄君
が選任されました。
次いで、五月十四日付をもって西田
一君、斎藤昇君、佐野廣君が辞任
し、その補欠として、鈴木万平君、野
本吉吉君、西岡ハル君が選任されまし
た。

○委員長(千葉信君) 引揚者給付金等
支給法案を議題といたします。
御質疑を願います。
なお、衆議院における修正点に対す
る質疑もあわせてお願いをいたしま
す。
この際、御報告を申し上げておきま
すが、小西委員より要求のありました
岸総理大臣は衆議院社会労働委員会へ
出席のため、池田大蔵大臣は同じく衆
議院社会労働委員会へ出席のため、同
じく林法制局長官も、同様の理由で出
席いたしかねるとの連絡がございま
した。御報告申し上げておきます。
御質疑のある方は、順次御発言を願
います。
○山下義信君 議事進行について発言
いたします。
先ほど委員長の御報告によりまし
て、小西委員の御要求になりました岸
総理等の出席は、ただいまお差しつか
えという点であります。私も岸総
理に對しまして、本案について質疑を
いたしたい点がございまして、ぜひ
一つ御出席の御要求を願いたいと思
います。
○委員長(千葉信君) 承知いたしまし
た。後刻またあらためてその点につ
いては手配をいたします。御了承願
います。ちよっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(千葉信君) 速記を始めて下
さい。
○藤田藤太郎君 提案者にお尋ねをし
たいのですけれども、この引揚者給付
金等支給法案の第五条に、五十才以上
から三十才、十八才、十八才未満とい
う工合に分けられておるのですけれど
も、これは、たとえば生活の面とか、
どういふものを基準にしてこういふ段
階をおつけになったのか、そういう点
をお聞きしておきたいと思ひます。
○政府委員(田邊繁雄君) お答えいた
します。引揚者給付金の額を、年令に
よつて差をつけましたのは、引揚者が
失つた外地におけるいわゆる生活基盤
というものが、年令によつてある程度
その程度が異なつてくるのではない
かという考えに基くものであります。ま
あ大きく分けまして、十八才未満の者
は、いわゆる子供でございます。十八
才以上は大人で、十八才未満と十八才
以上と差をつけたのでございまして、
十八才以上の者のうちにおきまして
も、いわゆる年寄りの方は特にお氣の
毒ではないか、その年令を、終戦のと
きに五十才ということにいたしました
と、老人の方には厚く給付金を支給す
るということにいたしましたのでありま
す。それから三十才で区分いたしまし
たのは、まあ三十才ともなりまして、
やはり一家の生計の中心になつてお
る方が多いので、それだけ内地に歸つ
てきてから、生活の再建をはかる上にお
いて、いろいろの支障が多かつたので
はないかというのを考えまして、在
外年令によつて引揚者給付金に差をつ
けるといふことをやめまして、年令に
よつて差をつける方が妥当ではなから
うか、こう考えまして、かように区分
をいたしました次第でございまして、

○藤田藤太郎君 御承知の通
り、引揚者側の要望をいたしまして
は、在外年令というものを基準にいた
しまして、在外年令が一定以上に達し
た者に対して、その年令に応じて
この給付金を支給する、こういうこと
を要望しておつたのでございまして。
この考え方は、必然的に外地における世
帯を単位とする、こういう考え方に
なるわけでございまして。いろいろの点か
ら考えまして、外地における世帯を標
準として、世帯を単位として給付金を
支給するという考え方は、理論的に
も、また実際の面にもいろいろ支障が多
いので、私どももいたしましては、個
人単位にして給付金を支給する、こう
いう考え方に立つたわけでございま
す。その際、年令によつて区分する
ということは先ほど申し上げた通りで
ございまして、別段それ以外のことを考
えておるわけではないのでございま
す。

○藤田藤太郎君 そこで、先日厚生大臣が、小西君の質問であつたと思ひますが、その答弁の中で、これは在外財産補償という概念は一つも入っていないという工合に御答弁なさつたと思ひます。で、今のお話を聞いておりますと、世帯というものを中心に、この補償問題、補償と言ひますが、給付金という問題が出てきたということになつた。それが十分にできないで年令になつた。世帯というものがくくる要求と、年令からくるおのおの個々の要求とが、五十才、三十才、十八才という工合に、世帯というものの要素の中で、こういふ年令的に分けたという根拠というものは、なかなかこれはむずかしいものになる。そこがなかなか理解ができません。

もう一つはこれに関連して、在外財産の補償といふことではない、それはそうかも知れませんが、それは、しかし、この法案が出てきた要素といふものはこの説明書に書いてありますように、在外財産審議会がやはり答申してこの法案にまつたといふことになつておるので、そうなるかと、単にこの給付金だけがぽつとどこから浮いてきて、こういふ法案ができたとは考えられないと私は思ひます。そこそここのあたりの給付の仕方、それからこの今の流れてきた考え、それから法案になった要素と、こういふ三つの関連といふものが法律を形作つていふとするなら、そこそここのあたりの、もう少し具体的に御説明を願ひないかと、私としては少しわかりにくい。そこそここのあたりを少し……、両方どちらでもけっこうです。

○國務大臣(神田博君) ただいまの藤田委員のお尋ねでございますが、大へんごもっともなお尋ねでございます。政府といたしましては、この引揚者の在外財産問題審議会、この審議会の答申を尊重して、そして給付金の法律案を作つたわけでございますが、この引揚者の問題につきましては、この答申案にもまあいろいろことを言つておるのでございますが、いろいろまあいきさつを述べられた結果、こういふことをしたらどうかと、まあそのことにつきまして国家財政全般の見地等を勘案して引揚者の現状に照らし適切な措置を講ずると、そのまあ第一として「給付金を支給すること。それから第二といつたしまして、生業資金の貸付、あるいは職業のあっせん及び補導、住宅事情の緩和等、各般の援護更生措置を講ずる」と、そして右の措置は、真に引揚者の生活基盤の再建に資するよう資金の効率的な使用について特に配慮せよ、あるいはまた、所得の一定金額以下である者に対して考へる、こういふようなまあ大へん親切な内容にわたつた答申でございます。そこで、まあそれを基礎といたしまして、なおまた、一面引揚者の団体からも強い要望のあることも今御指摘の通りでございます。たとえば在外の居住の年限によつて一つ考慮せよとかあるいはまた、在外財産の明確なものについてはこれも一つ採用してやれ、こういふまあ非常に強い適切な御要望があつたのでございますが、しかし、今申し上げましたように、審議会の答申がそのようにきまり、政府もこれを採用するということになりますと、引揚者の在外年数を基礎とするといふこ

ともこれはなかなか調査にまあ至難であつたといふ問題、それから年限だけ基礎にいたしまして、その年限に依じた在外財産といふものは必ずしもそういふふうになつておらないといふこと、それから在外財産を基礎としようとしても、基礎とできるような資料がある地区と、それから全然その在外財産の証明を得ないような地区とございまして、それから、どういふふうなふうにしたならば一番引揚者の気持ちに沿うであろうかと、しかも引き揚げの年を基準といたしますと、すでに十一年余たつておるような関係もございまして、これはまあ引揚者の団体ともよく実は協議したものでございまして、それからまあこれはもう、ふちまけたことでございますが、与党、野党、自民、社会の両党の政調等とも十分なまあ御相談をいたしまして、今藤田委員がいろいろまあおつきになつた点等につきましても慎重に御相談いたしまして、さらに、この社会保障といふような要素も取り入れまして、こういふような年令区分をすることが、ワタが大体まあ五百億といふことに押えました関係上、このワタで配分すること、一番その五百億円の配分についての技術的な、しかも社会保障を加味した配分になるのではないかと、こういふような考へてございまして、特に五十才以上はまあ老齢に達しておると、今日の段階では、また、在外におられる方も相当なこの年令上からいって社会的、経済的地位をお持ちになつておられるのじゃないかといふようなところを先に押えまして、そうしてまあ逐次下げていつたと、こういふようなこととございまして、理論的には

きりした説明をするということになりますと、これはちよつとも出てこないのじゃないだろうか、むしろ引揚者団体、さらに、今申し上げました両党の政調会等とのいろいろなまあケースを例にとりましてそうして御相談した結果、まあこの案でいこう、こういふふうなふうに落ち着いた、こういふふうな御了解願ひたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 私はまあ大体アウトラインについて厚生大臣が御説明になつたので、あまりこの問題には私追及をしようとは思ひませんけれども、しかし、私はこの引揚者問題をやつてから、法案になつてから今日まで私は厚生省がどういふ処置をとられるかといふことを見ておつた。で、今たえば五本のランクを分けてきたと言つても、どこからどれだけ引き揚げてきた、それでどういふ年令構成の人がどの土地からいつの時期に引き揚げてきたという問題の説明がない。私は資料でお出しになることだと思つていたのだが、そういう資料もわれわれには一切きていない。私はどうもそのところあたりがどうお考えになつていのかといふことをききうまで見ていたのですが、ところが、私はこの五本をきめるにいたしましたも、そういう資料がなければ、われわれがこれでもいいのか、これでどれだけ適確にどこまで把握できているのかどうかといふ問題については、非常に私は苦慮を皆さんがしておられると思ひます。だから、私はその説明を何百万人適用が云々と言ひましても、これは適用の限界がどの人がどうなつていくかといふことがわからぬ。引揚団体や厚生省のお方には——今大臣はよく捕

捉できる所とできない所があつたと言われなければいけません。そういう実情が十分わからないといふことは非常に残念だと思つてゐる。だから、そこそここのあたりを一つその専門の局長からお話をよく願つて、そしてあとで資料を出してもらひたいと思ひます。

○國務大臣(神田博君) ただいま藤田委員のお述べになりましたのはごもっともでございます。実は資料は差し上げておつたと思つておつたのですが、まだ配付を控えておつたのでございまして、さうそくお手元に差し上げます。なお、今御質疑の点は、政府委員から十分一詳細に説明したいと思ひますので、御了承願ひます。

○政府委員(田邊雄雄君) それではごく概要だけここで説明させていただきますと思ひます。

昨年の六月引揚者の実情を調査いたしましたのでございますが、それに基きまして私の方でいろいろ計算いたしたところによりまして、こういふふうになつております。生存者につきましては、年令区分は終戦時五十才以上十六万七千人でございます。それから終戦時三十才から五十才未満が八十二万三千人となつております。それから十八才から三十才未満が六十二万六千人、それから十八才未満が百三十二万八千人、合計二百九十四万四千人と相なつております。これは現在でも生存しておられる引揚者でございます。

次に、引き揚げてまだ後、今日まですでに死亡された方々をとつてみますと、いふと、終戦時五十才以上十九万九千人、それから三十才から五十才未満が五万六千人、十八才から三十才未満が二万五千人、十八才未満が四千人、

者の統計を従来としております。昨年の六月実施いたしました実態調査とは別に、終戦以来今日まで各地から引き揚げてきた方々の数を集計したものであります。昨年の十二月三十一日現在で申しますと、ソ連が四十七万一千人、千島、樺太が二十九万二千人、満州が百四万五千人、大連が三十二万五千人、北鮮が三十二万二千人、中華民国が百五十三万人、香港が一万九千人、南鮮が五十九万六千人、台湾が四十七万九千人、本土近接諸島が六万二千人、蘭印が一万五千人、仏印が三万二千人、太平洋諸島が十三万人、フィリピンが十三万三千人、東

かまたはそこで永久に生活をするとか
 そういふ方々の人数もわかりますか。
 ○政府委員(田邊繁雄君) いわゆる南
 方地域であると思いますが、未帰還者

えまさんので、全部については明確な回答があるとは期待できませんけれども、可能な限り努力していただきます。て、わかった限りの資料に基いて通報をお願いしておるわけでございます。

中共関係につきましては、先般三万

体面交回復というものは、もう早くからしている。まあ、三千人ぐらいが推定で残っておる。この方々が、まあ、十分に把握はできないという状態だと、言われておりますけれども、この残っておる人たちに援護の手を差しのべる

る、特に南方その他で残っておられる人は、實際永住したいのかどうかという問題も一つの問題としてあるでしょう。私は関連してお聞きしたいのですけれども、外地でおなくなりになられた方々の遺骨の問題、これは戦時か

ら、戦後、中国の人たちの遺骨送還というところで、たとえば花園とかその他から遺骨送還する機会があつて、そういう機会があつた。この状況と、日本の方々の外地でおなくなりになった遺骨の収集と言いますか、それから日本で起きた遺骨の送還、こういう問題について少し説明を願いたい。

○政府委員(田邊繁雄君) 南方諸地域等において戦没された方々の遺骨につきましても、御承知の通り、政府において遺骨収集派遣団を編成いたしまして、遺族等も加へまして、逐次実施をいたして参つております。現在残つておる地域といたしましては、南方地域におきましてフィリピンが残つております。これも実施したいと考えて、外務省を通じて現地側といろいろ折衝を重ねておる次第でございます。あとはソ連地域と中共関係の地域でございますが、この地域につきましても、でき得れば従来の方式によつて実施したいと私も考えておりますが、まだ国交回復をしたばかりの地域であり、また、中共関係については国交回復をしない地域でございますので、従来の方式をそのまま直ちに適用し得るとは考えておりません。しかし、何とかして向うにありまする遺骨に對しましては内地へお迎えする方法を考えなければならぬと思つておりますが、ただ中国紅十字会の御意向といひましては、日本側から資料を提供していただければ、それに基いて向うがその遺骨を集めて、できる限り内地に送つてもよろしいということをお願いしておられるようでございますので、私どもの方でも逐次資料をまとめ

まして向うに送つてあげるようにしたいと考えております。

○藤田藤太郎君 内地にあらた花園の遺骨送還ですね。

○政府委員(田邊繁雄君) 戦争中シナ大陸から日本に移送されて労働に従事された方々で、戦争中おなくなりになった方々がございまして、これらの方々の遺骨につきましても、従来民間団体の手によりまして遺骨の収集、送還といふことを実施して参られたわけでございまして、今日まで相当の実情をおさめておられるわけでございまして。政府側といたしましては、その方々が興安丸などに乗つてその遺骨をお届けするといふことに對しまして、御協力を申し上げておる次第でございますが、今後これにつきましても、もつと政府が積極的に乗り出して徹底的にやつたらいいじゃないかという声がだんだんと高まつておられます。また、諸般の情勢から考えまして、そういう点について確かに政府側としては、もう少し積極的な態度に出た方がいいのではないかと思つておる。その方向に向つていろいろ検討を重ねております。今日までも、当参議院の委員会におきまして、遺骨送還の問題につきましましては、相当御熱心にいろいろ御審議をいただきました。政府側も参画いたしまして、いろいろと検討したのでございまして、一つの案もできた時期もあるものでございまして、いろいろの事情によつてそれが実施に至らなかつた。いささかもございまして、今日は當時とも事情も異なつておりますので、今後それらの諸情勢も考え合せまして、もつと政府側として積極的な方

途を講ずるようになり、目下考究をいたしておる次第でございます。

○藤田藤太郎君 大体アウト・ラインだけは御説明いただきましたので、あとで資料をいただくということをお願いしておきます。

そこで、この五条に關係するわけで、すけれども、今のおつしやいました人数の方々の住居その他は、今の法の適用になるという住居その他の捕提、それから知悉ですね、その本人自身がみんなが、こういう法案ができてこつたといふことを知る、そして、たとえばこの法案ができたときに、この給付金を受け取る、こういうのに知悉さすような方法といふのはどういふ工合にお考えになつておるか。厚生省がおやりになるのか、引揚団体といふのが、全部で、オール組織になつておるのか、その点、もう少しお話を伺わしていただきたい。

○政府委員(田邊繁雄君) この法律の実施につきましましては、この法律にも書いてあります通り、権利の認定をして都道府県知事をお願いするといふことになつております。従つて、該当する引揚者の方々は、申請書を市町村を通じて都道府県知事に提出いたしました。都道府県知事が引揚者側の提出いたしました申請書並びに添付書類によつて、この法律に該当する引揚者であることを確認した上で認定するわけでございまして、従つて、あくまでも本人からの申請に基いて都道府県知事が認定する、こういう建前でございます。引揚者側におきまして、みずから引揚者であるといふことを証明する資料があるかといふお話でございますが、問題になつて参りますが、昨年全国的な

調査をいたしました結果、相当多数の者、おそらく大部分の者につきまして一応の申告の書類があるわけでございまして、それが有力な資料になると思ひます。なお、昨年全国的な調査をやつたほかに、ボーリング調査といふものを実施をやつてみたわけでございまして、各府県にわたつて千六百世帯につきましまして、中央から係官を派遣しまして調査をいたしたわけでございまして、その結果、引揚者であるといふこと、およびその人が外地に生活本拠を持つておつたといふことにつきましましては、何らかの資料を持つておる者がほとんど大部分でございまして、九十数パーセントが持つておる。在外の年数といふ点につきましましては、確實な客観的な資料を持つておる数は比較的少なかつたわけでございます。従ひまして、これは今後通牒等によつて添付書類等を明らかにしてみなければならぬと思ひますが、そういう資料を御提出願ひますならば、この法律に該当する引揚者であることを確認する方法は、大部分の者についてはそう困難ではないと思ひます。もちろん古いことでござい

ますし、多数の引揚者のことでございまして、中にはそれを認定する資料の整備せられない方も相当あることは今後予想されますが、その際におきましては、引揚者団体その他の方々の御協力によりまして、的確な資料を持つておる者もおられるわけでございまして、そういう方々の証言とか、そういう方々によつて確認して参りたい、こう考えております。

○藤田藤太郎君 そういう確認やその他の手続はわかりましたけれども、それじゃ、その引揚者が、こういう法案

が通つて、それじゃもらへるといふことが知らずに済んでしまふ人といふものが万が一あるかも知れない、そういうものをどういふ格好で、たとえば宣伝をどう格好で、知るための宣伝とか知らせる方法といふのはどういふ工合にされますか。そういうことは心配がないといふことですか。今の状態の団体の動きや、今の空気の中では漏れなくこれは適用者は支給できるという判断に立つておられるのか。また、できないといふ判断をするなら、どういふ工合にして知らしてやるか、こういう点……

○政府委員(田邊繁雄君) 事務的に申しますと、都道府県あるいは市町村におきましていろいろの広報活動を行いまして、引揚者にこの法案の趣旨、内容等を周知徹底をはかつていかなければならぬと思ひます。また、引揚者団体も、これは引揚者団体当然の仕事として会員あるいは会員以外の引揚者の方にもそういう趣旨、内容の周知徹底をはかられるといふことは、これは当然のお仕事でございまして、相ともにそういう方途を講じて参りますならば、そうむずかしく考えなくてもいいんじゃないかと考えております。なお知つておられても辞退せられるという方もおられますし、まああまりそこところはむずかしく考えなくてもいいんじゃないか、こういう気持ちでおります。

○藤田藤太郎君 だから、この法案が実施されるようになったら一人も漏れなく、自分の意思で辞退される人は別として、その推定された三百何十万の方々ですか、やはり三百三十七万八千人の人は漏れなく、こういう法律が

うことになっては、これはこの法の精神から言つてもおもしろくないから、前三年間を平均いたしまして、そして平均額が勸勞所得においても五十万円の所得があるというようになつたならば、一つそれはがまんをしていただくが、それに満たないという場合において

三年間平均したわけでございますが、これは五カ年間にしたらどうかという議論もございましたが、そうなりますと、調査で非常に時間がかかるわけ、三年にわたるので、大体三年間平均で、そういうふうな線であれば安定したというふうなふうに考えていただけのじゃないだろうか、こういうふうな気持ちで実はこういふふうに書いたのでございまして、最初は所得で押えたのでございまして、所得で押えようより、税で押えた方がはつきりしていいじゃないか、こういうふうなことで税の方で現わしたわけでございますが、今の山下委員のお話の点も十分了承できるのでございまして、一応こういうふうなふうにして進んで参った、こういういきさつでございます。

○山下義信 私はこの点は将来の問題点であるという点を指摘しておきたいと思ひます。

それから勤労者の源泉徴収されまう者と、それからその他の事業所得者との間の実際の生計状態と言いますか、資産状態と言いますかというものの間には大いに研究すべき点があるのではありません、将来の問題点であるということも指摘して、当局も十分実施後におきましては、果してこの線の引き方が本案の趣旨に適するかどうか、十分御検討願ひたいと思ひます。

それからいまだ一つは、第八条であります、第八条は遺族給付金の支給をするに於いて、外地でどういふ者が死んでその死んだ者の遺族には遺族給付金をやるというこの死んだ者の資格がここに規定してあるのでございます、その死亡者を二十五才以上と切つたのはどういふわけですか。私は

これは不審でならぬ。どういふわけ、死亡時の年齢を二十五才に切つたかという点。また、その年齢をきめなければならぬのは、どういふわけ、年齢をきめたかという点ですね、引き揚げ以前に外地で、しかも引き揚げ以前と言ひましても、第八条の規定を見ると、引き揚げなければならぬような事態になつたものであつて、そしてその引き揚げの時期までの間に死んだ者、そういうものを、あなた引き揚げの時期を二十年の八月十五日と切つてあつて、そして引き揚げなければならぬというところに差し迫つて、そういう状況に置かれたときで、しかもその中で二十五才以上という年齢を切つたということが私にはわからぬ……。

私が勘違いをしておつたようですから、第三号の説明をして下さい。

○政府委員(田邊繁雄) 遺族給付金につきましては、引き揚げるまでの間に外地でなくなつた方の遺族給付金と、それから内地へ帰つてきたあとで、つまり引揚者になつてからあとでなくなつた方の遺族給付金と二つに分けてございまして、前段の外地で死亡された場合の遺族給付金につきましては、死亡者の年齢制限はございません。

○山下義信 その点はわかりました。政府委員(田邊繁雄) それから内地に帰つてからなくなつたものにつきましては、これはすでになくなつた方でございますので、引揚者の給付金の性格と申しますか、答申の線から申しまするといふと、どうも出さぬでもないではないかという理屈も出てくるのでございますが、この給付金は、上

陸した際に、その際差し上げてしかるべきものであつたものが、いろいろの事情で今日までおくれおつたものであるの、今までの間に在外財産というふうなことがある、あるいは給付金ということに思ひをしながら、いろいろ生活の再建に悪戦苦闘された方々でなくなつた方に対して何もしないということはどうであらうか、しかし、これはまあ、現在生きてゐる方の問題とは違ひ、すでになくなつた方でございますので、まあ本来の趣旨とは違ひが、恩典優遇である以上、給付金を差し上げよう、こういう考え方でございます。従つて、まあ、その結果世帯の中心であつた方々、死亡のときに二十五才に達しておつた方々の方々の場合は、残された遺族の方もお気の毒ではないか、こういう趣旨も加へまして、年齢制限をいたした次第でございます。いわば内地に帰つて日本の故郷の山河を見てなくなつた方に対しては、死亡したときに一定年齢以上の方々に対してのみ、その遺族の立場を考へて給付金を差し上げよう、こういうふうな趣旨でございます。

○山下義信 わかりました、前段は……。

そうすると、この第三号で二十五才以下というのはいふのですか、どのくらいあります。さっきの調査された表でいいますと……。

○政府委員(田邊繁雄) これは先ほど申し上げたように、引き揚げたあとで死亡した方の集計はとつておりませんが、引揚者に対して一般の死亡率をかけ合せて推算しておるのでございまして、二十五才以下の死亡率

というのは御承知の通り、低率でございますので、現在の数からいたしましたとしても、人数はさう多くないと思ひますが、数字は後刻……。

○山下義信 数字はあとでよろしゅうございまして……、私は対象者の性格がよくわからぬです、実は、二十五才と切るでしよ、二十五才以上というでしよ。かりに二十五才としますと二十五才の人はですね、数です。

○政府委員(田邊繁雄) 二万五千人でございます。

○山下義信 二万五千人ある、二十五才以下。かりに二十五、六才です、二十五才以下ですね、二十五才以下の人は昭和三十三年三月三十一日以前の死亡ですが、二十五才以下の人は引き揚げのときは、死亡を三十二年とかりにしますと、引き揚げのときは三十三才ですね。少くとも年齢の若い人です。それがかりに支給の対象にならぬ人は終戦時の引き揚げのときはどういふ状態にあつた人でしょう。その遺族も何もないとかりにしたとする、私の質問がわかりませんか、わかりますか。

た時期があつたはずればするほど、これに該当する率が多くなつてくる、こういうことになるわけでございます。従つて、問題は死亡したときにあとに残される遺族の立場というものの考慮した結果、二十五才という年齢制限がついた、二十五才以下の方はまあ一家の生計の中心でもないし、残つた遺族の方も困つていないだろうから御遠慮いただく、こういう趣旨でございます。

○山下義信 私は今法案の内容について不明な点があるのでお尋ねしておる点は、この点だけなんです。これだけの者には遺族給付金は出さないというのでしよ、戻つて二十五才以下で死ぬという者はやらないというのでしよ、ね、そのやらないというのは、戻つて内地ではさういふ人たちが一家の世帯主のような状態になつてないからというのでしよ。終戦前は人たちが年齢が若くて死んでも本法の給付金の支給の対象になるものでしよ、それを戻つて死んだら年齢で制限がされて、外地で死んだら年齢で制限されないというのはいふわけですか、私にはわかりません。私の質問が無理でしようかね。

○政府委員(田邊繁雄) ひとつともな御質問ですので、それは考え方として、引揚者給付金というものは現在生きておる引揚者だけに限定する、まあそういう考え方でございます。と申しますのは、在外財産という考え方で申しますならば、どこで死のうが、いつ死のうが、これは関係のない問題でございます、かりに本人がなくなつてもあとに遺族に必ず

た時期があつたはずればするほど、これに該当する率が多くなつてくる、こういうことになるわけでございます。従つて、問題は死亡したときにあとに残される遺族の立場というものの考慮した結果、二十五才という年齢制限がついた、二十五才以下の方はまあ一家の生計の中心でもないし、残つた遺族の方も困つていないだろうから御遠慮いただく、こういう趣旨でございます。

くつづいてくる問題であると思ひます。しかし、こういったある種優遇的な色彩を持たせた性格を若干持った給付金というものは、やはり現状に照らして見ると、外にあらざるを得ないのであります。外地で死んだ方の問題は、むしろ生命に対する卑屈的な性格が入つて参るわけでございまして、年令制限というものを除外しているわけでございまして、そこではいろいろの方でなくなつた方は、これはいろいろの原因でなくなつておられるわけでございまして、国家的の災難によつてなくなつたというふうには考えられないのでございまして、それぞれの事情によつて、お気の毒でございしますが、おなじになつておられるわけでございまして、国で卑屈的な性格をもつてこの給付金を差し上げるといふものではないのでございまして、それじゃ何だということになります、それは先ほど申し上げましたように、引揚給付金の本来のこの法律の建前から申しますれば、本来の性格のものではないのであつて、いわば、この際さういふ方々に対する恩恵優遇的な性格を持ったものである、こゝ私どもでは考えているわけでありまして、従つて、外地でなくなつた方に対しては、国が生命を尊重する、生命に対する卑屈的という見地からこの遺族給付金を差し上げる。そこで歸つてからなくなつた方の問題は、それじゃ何もしないのかという点になると、どうもいろいろの情勢から考えまして、何もしないというわけにはいかぬのじゃないか、そこで何と申しますか、言葉は悪いんですが、妥協的な気持ちでそれじゃ家の生計の中心であつた方々だけにこれを差し上

げることにした、その他の方には御遠慮いただきたい、こういう考え方であるのでございまして、外地で死んだ方に対して出す気持と、それから内地へ歸つてきてからなくなつた方に対する気持とは、そこに違ひがあると思ひうことを御了解いただきたいと思ひうのでございまして。

○山下義信君 ちよつと速記をとめていただきます。

○委員長(千葉信君) 速記をとめて。午後十一時五十八分速記中止。

午後零時十一分速記開始

○委員長(千葉信君) 速記を始めて。この際、山下委員に申し上げますが、岸総理大臣は衆議院外務委員会及び外国使臣信任状奉呈式立ち会ひのため、午後出席困難である旨の連絡が、さきに引き続いて出席を要求いたしましたところ、今のところ、あすも出席についての見通しがつかぬといふ連絡が秘書官からございました。従ひまして、なお委員長としては、総理大臣の出席について強く今交渉中ではございますので、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(千葉信君) 速記をとめて。午後零時十一分速記開始

○委員長(千葉信君) 速記を始めて。この際、山下委員に申し上げますが、岸総理大臣は衆議院外務委員会及び外国使臣信任状奉呈式立ち会ひのため、午後出席困難である旨の連絡が、さきに引き続いて出席を要求いたしましたところ、今のところ、あすも出席についての見通しがつかぬといふ連絡が秘書官からございました。従ひまして、なお委員長としては、総理大臣の出席について強く今交渉中ではございますので、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(千葉信君) 速記をとめて。午後零時十一分速記開始

○委員長(千葉信君) 速記を始めて。この際、山下委員に申し上げますが、岸総理大臣は衆議院外務委員会及び外国使臣信任状奉呈式立ち会ひのため、午後出席困難である旨の連絡が、さきに引き続いて出席を要求いたしましたところ、今のところ、あすも出席についての見通しがつかぬといふ連絡が秘書官からございました。従ひまして、なお委員長としては、総理大臣の出席について強く今交渉中ではございますので、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(千葉信君) 速記をとめて。午後零時十一分速記開始

○委員長(千葉信君) 速記を始めて。この際、山下委員に申し上げますが、岸総理大臣は衆議院外務委員会及び外国使臣信任状奉呈式立ち会ひのため、午後出席困難である旨の連絡が、さきに引き続いて出席を要求いたしましたところ、今のところ、あすも出席についての見通しがつかぬといふ連絡が秘書官からございました。従ひまして、なお委員長としては、総理大臣の出席について強く今交渉中ではございますので、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(千葉信君) 速記をとめて。午後零時十一分速記開始

○委員長(千葉信君) 速記を始めて。この際、山下委員に申し上げますが、岸総理大臣は衆議院外務委員会及び外国使臣信任状奉呈式立ち会ひのため、午後出席困難である旨の連絡が、さきに引き続いて出席を要求いたしましたところ、今のところ、あすも出席についての見通しがつかぬといふ連絡が秘書官からございました。従ひまして、なお委員長としては、総理大臣の出席について強く今交渉中ではございますので、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(千葉信君) 速記をとめて。午後零時十一分速記開始

○委員長(千葉信君) 速記を始めて。この際、山下委員に申し上げますが、岸総理大臣は衆議院外務委員会及び外国使臣信任状奉呈式立ち会ひのため、午後出席困難である旨の連絡が、さきに引き続いて出席を要求いたしましたところ、今のところ、あすも出席についての見通しがつかぬといふ連絡が秘書官からございました。従ひまして、なお委員長としては、総理大臣の出席について強く今交渉中ではございますので、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(千葉信君) 速記をとめて。午後零時十一分速記開始

○委員長(千葉信君) 速記を始めて。この際、山下委員に申し上げますが、岸総理大臣は衆議院外務委員会及び外国使臣信任状奉呈式立ち会ひのため、午後出席困難である旨の連絡が、さきに引き続いて出席を要求いたしましたところ、今のところ、あすも出席についての見通しがつかぬといふ連絡が秘書官からございました。従ひまして、なお委員長としては、総理大臣の出席について強く今交渉中ではございますので、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(千葉信君) 速記をとめて。午後零時十一分速記開始

○委員長(千葉信君) 速記を始めて。この際、山下委員に申し上げますが、岸総理大臣は衆議院外務委員会及び外国使臣信任状奉呈式立ち会ひのため、午後出席困難である旨の連絡が、さきに引き続いて出席を要求いたしましたところ、今のところ、あすも出席についての見通しがつかぬといふ連絡が秘書官からございました。従ひまして、なお委員長としては、総理大臣の出席について強く今交渉中ではございますので、御了承願ひたいと思ひます。

やっておるとかりにいたしました場合、その生活協同組合が第二条の営業者といふことになるのか、ならぬのかといふことを原則としてきめておく必要があると思う。それでおそらく提案者のお考えでは、私推測するに、立法者の御意思としては、生協も包含をするといふ立法の御意思じゃないかと私は想像しておるのです。ところが、法律の方を見ると、立法意思がそうあつても、生協は当然この法律から言へば除外されておると見ざるを得ないので、そこで、第二条をどう解釈するか、つまり生協をどう見ていくかといふことを一つここで明確にしておかなきゃならぬと思う。それで、提案者はその点を一つ明確にしたいだきたいと思ひます。

○衆議院議員(野澤清人君) ただいまの点につきましては、すでに昨日政府の方からもその見解が述べられたようでありまして、衆議院の審議の過程におきましては、生協もこの法律の適用を受ける、こゝういふ解釈で参る、ただしこれらの法律のうちで、価格の点につきましては適正化規程等を適用する際には、これは協同組合に対しては除外すべきである、こゝういふことで一応はつきりした承のものとこの法律を成立させたわけでありまして、御了解願ひたいと思ひます。

○山下義信君 そこで、どうして生協に適用ができるのでありますでしょうか。この第二条の条文から参りますと、生協は当然除外されなければならぬのではないかと私は解釈するので、換言いたしますと、言ふまでもなく、生協は生活協同組合法がありまして、生活協同組合は営利を行なつてはならない

とある、この第二条は、非営利の業務であつても包含するといふことはどこにも書いてないのです。営利を目的とする業務を本法の対象にするのです。これは第二条の第一項の本文がきつて明快にそれは示されてある。生活協同組合は生活協同組合法によつて非営利であつて、営利を営んではならないと規定してある。営業といふ文字は少しも生活協同組合法の中には扱つていないのです。それが本法第二条に「次の各号に掲げる営業につき適用する」といふ中に、他の法律によつて非営利事業であるものと規定してあるその対象をここに包含するといふことは、法律解釈としては少し無理ではないでしようか。

○衆議院議員(野澤清人君) ただいまの御意見であります、実は昨日も御議論がございましたが、この法律があくまでも経済立法かどうかといふ点ですが、大體経営の安定といふことを主眼にしまして、衛生措置を遵守させよう、施設の改善をはかりたいといふことがこの法律の目的であります。従つて、第一条にも書いてあります通りに「衛生措置の基準を遵守させ、及び衛生施設の改善向上を図るため、これらの営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争により適正な衛生措置を講ずることが阻害され、又は阻害されるおそれがある場合に、料金等の規制その他の経営の安定をたすための措置を講ずることができ、こゝういふことになつておりました、あくまでもこの法律というものは、公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とするとはつきり断つておりました。従つて、

料金、その他の経済行為に対して、ただいま先生の御指摘のように、営業といふ面からいいますと、経済行為そのものに對しては、当然生活協同組合はお説の通り別の扱いをして差しつかえないのではないかと。けれども、施設、その他公衆衛生、環境衛生等の面から考えていきますならば、当然その施設等には従わなければならぬのではないかと、同時に、この法律の業種の選定基準といふものが、御承知の通り、免許を受けたもの、一定の施設によつて営業するもの、または認可営業であつて、許可営業であつて一定の施設を有するもの、施設が基本条件になつて、この七団体といふものは選定されてお

ります。従つて、生活協同組合も営業に關しまして、法律の規制を受けなければならないといふ、現在でも受けておるよりに關しておりますので、この法律の公衆衛生の面に關しましては、当然適用を受けるのは至当だ。ただし、経済行為に對するその内部における価格の問題については、一般のものと區別して差しつかえない、かように小委員会等において了承されて通過させたものでございませう。

○山下義信君 私は生活協同組合に對しては中小企業団体法でもこれを除外いたしました、その独自の性格といふものがよく考慮されてある。また、生協は生協としてその目的が別途の建前として確立されてある。環境法におきまして、その点がきつてあつてまいで、ありまして、もし今お話になりましたような衛生上のいろいろの施設、あるいは技術面等々に對します点は、生

協であるが、何であるが、規制していかなければならぬ。それはそれだけの、理容業なら理容業の、その他の業についてそれぞれ持つておるところの今の法律で十分規制ができるじやありませんか。何もこの中において、それらに對しての生協のその部分に對しての規制をなくしても、それぞれの持前の法律によつて十分規制の目的が達せられるじやありませんか、無理に環境法の中に取り込んで、生協のその部分を規制しようとし、その他の経済行為等については、これは除外する考へであるといふ御趣意であるならば、私は現在のそれぞれの関係法律で十分でないかと考へる。その点の御所見はいかがでしようか。

○衆議院議員(野澤清人君) これは衆議院でもかなり議論のあつた問題でありますけれども、生協に對する過去の実績と申します、経過から見ましてかなり行き過ぎた面があるやに聞いておりますので、その環境衛生上の施設その他の面については、どうしても同一步調にいけないような場合が想定される。従つて、生協の施設等については、当然同一步調でいくべきではないかといふことで、全体の衆議院の審議の過程におきましては、小委員会におきまして十分そうした話し合いが持たれました、もちろん価格の面につきましても、組合員だけの利用対象といふものに限定されることが当然でありましたが、昨今のように、員外者の利用度といふものがかなり伸びておるといふ状況もあるので、これを適正化するためには、いたずらに中小企業者の圧迫を來さないようにすべきでないか、しかもその基本となるべき施設そ

の他については、それぞれの法律で取り締まりができるのじやないかといふ先生の御発言であります、實際その通りでありますけれども、少くとも中小企業者を指導しよう、あるいは育成しようといふ環境法自体の法の精神から申しますと、団体法は全くその目的が異なつておりました、単に経済面だけの保護育成といふばかりでなしに、衛生上のことを強く取り上げて、公衆衛生の向上発展に資したい、こゝういふ目的をもつてやられるのでありますから、あげてこの点は賢明な先生の方でよく御了解願ひ、また、御賛同を願ひたいと思ひわけでありませう。

○山下義信君 楠本環境衛生部長、現在の環境衛生関係の法律では、環境衛生面の施設の維持、改善、向上等については、どうしてその法律ではやらないから、生協も環境法の中へ取り込んで、こゝでやつていかなければならないと、こゝういふことについて政府も考へるのですか。

○政府委員(楠本正彦君) 生協あるいはその他の協同組合等の事業に關しては、それがそれぞれの食品衛生法その他母法において、取り締られておるのであります。従ひまして、現在の生協の事業におきまして、法律のあるものはやはり法律において取り締りを受けております。そこで、ただいま野澤先生からもお話がございましたように、ただいま御審議をいたしたいという目的を以ていたしておりますので、その意味から当然これらの法律の対象になるものと考へます。なおこれは、なるほどこれらの営業はすべて母法がございまして、それによつて取り締られ

ておる、こゝの第二条は、非営利の業務であつても包含するといふことはどこにも書いてないのです。営利を目的とする業務を本法の対象にするのです。これは第二条の第一項の本文がきつて明快にそれは示されてある。生活協同組合は生活協同組合法によつて非営利であつて、営利を営んではならないと規定してある。営業といふ文字は少しも生活協同組合法の中には扱つていないのです。それが本法第二条に「次の各号に掲げる営業につき適用する」といふ中に、他の法律によつて非営利事業であるものと規定してあるその対象をここに包含するといふことは、法律解釈としては少し無理ではないでしようか。

○衆議院議員(野澤清人君) これは衆議院でもかなり議論のあつた問題でありますけれども、生協に對する過去の実績と申します、経過から見ましてかなり行き過ぎた面があるやに聞いておりますので、その環境衛生上の施設その他の面については、どうしても同一步調にいけないような場合が想定される。従つて、生協の施設等については、当然同一步調でいくべきではないかといふことで、全体の衆議院の審議の過程におきましては、小委員会におきまして十分そうした話し合いが持たれました、もちろん価格の面につきましても、組合員だけの利用対象といふものに限定されることが当然でありましたが、昨今のように、員外者の利用度といふものがかなり伸びておるといふ状況もあるので、これを適正化するためには、いたずらに中小企業者の圧迫を來さないようにすべきでないか、しかもその基本となるべき施設そ

ております。母法の執行状況によりまして、衛生上の問題は解決するのではなからぬかといふこともよくわかるのであります。何分にも複雑な業界でございますので、必ずしも取締りの強化だけでは一方的に十分な効果をあげることができません。これはきわめて困難な状況でございます。そこで、一方取締りの強化とともに、一方ではこれらの業界が自衛したしまして、お互いが自主的に一つ衛生上の問題を待っていき、あるいは社会上一つお互いに自衛し合うというふうな活動と相俟って、初めて万全の効果が期待できるものと考えた次第でございます。さような観点からいたしますと、やはり生協のこの種の事業につきましては、経済行為の点は別といたしまして、衛生上の観点からは、あるいは営業の整然化を目的といたした活動は、当然含まれておるべきではないかという考えを持っておる次第でございます。

○山下義信君 質疑でありましたから私は議論はいたしません。提案者並びに政府の御見解は、生協といふものの特質を無視して、生協もまた営利を目的とする営業者なりという前提に立って、そうして営利を目的とする同業者に対するところの競争法の目的を、そのまゝ非営利事業が本質である生協の特質を無視して、そうして衛生上の設備等については、これは同列であるべきといふ一端をつかまえて、そうして競争法の中へ取り込んで、同様の業者と生協との競争をここで調節しようとか、ここでその施策を行おうとすることは、いささか無理ではないかと私は思ふのであります。そういう点について、

て、生協の行き過ぎがある、是正すべき点があれば、生活協同組合法を改正してもよろしいし、また、あなた方が最近小売商特別調整法ですか、というもので一般小売業者と生協との調節をするところの法案がすでに出ていて、そういう面でも十分調節すればよろしいのであって、本質の異なる、一応表面は類似しておつても、非営利を目的とするという公益的な性格の生協といふものと、それから営利を目的とするところの営業者といふものと、それをよく一部分をつかまえて必要性を強調して、この中へ取り込んできている、そういう制約のワケをはめていく、一般の同業者との間の調節の問題を片づけていくといふことは、少しく無理ではないかと、こう思う。これは見解でございます。それから……そうして今提案者並びに政府の言われるがごとき一部を必要ありと称して、本法の対象にして、すでにこの競争法に規定する同業者組合に入れた以上は、諸般の規制がかかってくるのであって、たとえば適正化の規定も、その同業者組合に加入した組合員の中で、これこれのものにはこれこれは適用しないといふようなことを、法令で規定しますか、この法律の上には書いてはないのですけれども、競争法にはありませんが、法令でそういう除外例を規定するのですか。規定するならば、この法律に規定の根拠がなくなつてゐる。

○衆議院議員(野澤清人君) ごもつとも山下委員の御発言で、私も議論を申し上げるつもりでありませんので、ただ見解の相違しております点だけを明らかにしておきたいと思ひますが、この法律自体といふものは、あくまで

もその事業を対象として選んだからといひて、必ずしも強制的に加入させようという気持のない法律であります。従つて、生協等は積極的にみて、おのずとアウトサイダーの性格をもつてくるのでないかといふことも論議されました。従つて、ただいま先生のおっしゃられるように、この法律に取り入れて一つの補綴を作つて、生活協同組合の性格を無視し、じゅうりんするのだと、あたかも悪いことをわざわざここで拾つたように聞けるのであります。この点に關しては、少くともこの法律を立法しました内容、あるいは対象人員、また、その法律の効果等をねらひましたことは、弱小企業といふか、中小企業者のうちでも、きわめて零細な企業を保護育成を目的としたものであります。しかもそれらを手段として、今度は大きな国家の保健衛生、環境衛生の面の向上を促進したい、また、充実したいといふ目的で出たものでありますから、いかなる法律によつて、特殊な利益がありましようとも、一応環境衛生といふ、あるいは公衆衛生といふ面からいいますならば、施設その他については進捗していただくことが当然であるし、また、それを野放しにしておいて、喧嘩させようとか、圧迫しよう、競争させようといふ気持は衆議院において毛頭ございせん。たださうした面において、アウトサイダーならアウトサイダーとして参りまして、一応法律の建前から、施設その他については御協力が願ひたい、こゝういふ意味合いでありますので、お互いにこれは主張してみます。たとへば、この法律の差でありまして、私はこれ以上は申し上げたくないと思ひますが、ただ衆議院山下委員の方

でわがかり過ぎるほどであつたところに議論をしますといふといふいふ理屈が出てきますので、ぜひ一つ御明快な御了承願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(野澤清人君) その通りでございます。

○御原孝君 営業という言葉は、営利を目的とするといふことが普通だと思ふのであります。たとえば、団体法におきましては、事業を行うといふ言葉と、事業を営むといふ言葉をもつて、一方は営利を目的としないうることを區別してゐるのであります。ところが、この法律で営業といふのは事業を行う者をも含める意味であると、こゝういふふうに解釈をいたしましたのでございませうか。その点をほつきり伺ひたい。

○衆議院議員(野澤清人君) 必ずしもいふ点です。同連うといへませんから、政府委員から答弁いたさせます。

○政府委員(楠本正蔵君) この営業の見解、字句の見解でございますが、私どもは、料金を受けて多人数が反復して継続して行なつてゐる業は、これをそれが営利を目的であらうがなかろうが、営業といふものだといふふうに考へてゐる次第であります。

○山下義信君 御原委員から助言をいただいたのでありますが、妙な解釈を政府がするのであれば、営業といふことについて、さういふ、料金をもらつて反復して同一の仕事をするれば、行為をすれば営業と称する。それは営利でなくとも、料金をとつて同一な行為を繰り返してやれば営業とする、さういふ解釈の他の立法例がどこにありますか。料金必ずしも営利にありませう。料金といふものもありませんし、手数料といふ……、料金とは何をさすのです。料金といふのはおおよそその中には利益が含まれてあつて、その利益といふものが含まれてあつて、その代償を受けておる、言いかえれば、あなた

の意味でしよ、ね、代償を受けて同一なことを繰り返してやればそれが営業だと、こゝういふのでしよ。営利といふものには関係ないといふのでしよ。さういふ営業といふものを、営利を目的としなくとも、つまりいへば利益を目的としなくとも、手数料、手間料をもらつてやつておれば営業だ、こゝういふ解釈といふものをしておる他の立法例がどこにありますか。

○政府委員(楠本正蔵君) これらの営業にはそれぞれ母法がございませう。これらの母法におきましては、すべて営業をそのような態様のもとに現在法律の執行を行なつておる次第でございます。

○山下義信君 それでは、その具体的な代償を受けて同一の行為を繰り返しておれば、それは営利事業でなくともすべて営業者の中に入れるんだと、こゝういふことですね。さうすると、さういふ解釈と言ひますが、さういふ母

法……他の立法例があるということであり、それが一つ具体的にあらわして下され、その生活協同組合はたまたま違反しますね。生活協同組合はまず第一に、営利事業を行なうてはならない、この規定はおろ。そうして代価を受けて各般のものやっておるのですね。そうすると、それはあなたの解釈からいへば、つまり言いかえると、代価を受けて行くことはすべて営利事業である、こういうことになるのです。

○政府委員(橋本正彦) 代価を受けて多数人に對して反復して同一の行為を繰り返して行なうておることが営業でございませう。営業といふものには、営利といふものがあつて、現にこれらの営業の母法となつております。たとへば旅館業法あるいは食品衛生法、理容師法等におきまして、これらの衛生上の取締り、あるいはこれらの衛生上の取締り、あるいはこのいろいろの基準の適用というものは、これは法律がすべて、まあ理容師法は別といたしまして、旅館業法、興行場法等は、これが純然たる営業法であるにもかかわらず、そのまゝこれを他の非営利事業にも適用をいたしておる次第でございまして、従いまして、これはたゞ事務的に法律上の取扱ひを申し上げただけでございませうが、一つさういふ状況に相なつておるわけでございます。

です。これは私は、質問というよりはむしろ小言になります、私はこの第八條の書き方は妙だと思つてゐる。本法の目的が、言つても言つても、実は公衆衛生の向上が目的だと思つてゐる。経済立法が目的ではない、このおっしゃる。その御言明にかかわらず、第八條に、この九種類の事業が掲げてあるのですね。これは小言になりまして、承りたいたのですが、どういふわけの衛生上の関係、公衆衛生の向上というよりなことをまず事業の目的の最初の特筆大書なさるのですね。経済立法ではない、ないと言ひながら、この九種の事業の目的には中心がない。何を主眼点とするかといふことが事業の中にならぬ。私もつまびらかにいたしません、同じ組合の事業にも、まず第一番にこれをやるぞといふことが第十七條に書いてある。この団体法に加入したところの組合は、まずさういふ事業が主目的である、その事業をしてから次の各号の仕事もできるのである、さういふ規定になつております。一号にまず中心の事業が、組合のなすべきところの商工組合の事業が主眼としてここに掲げてある。それができの、初めてあとの付随の仕事ができるのだといふ、まあ大体の書き方である。環境法も公衆衛生の向上が、これが目的になれば大体この八條の事業項目の中で、あなた方が環境衛生上非常に重大といふものを、まず第一に、これを組合の事業として行なつて、さういふ目的の仕事をするならば、さういふ経済的な点についても考慮をしてやろうとか、あるいは考慮すべきである、さういふ仕事も考えてもよろしいといふのなり、組合の事業の中に主目的を置かれない、主眼点が置かれないといふのは、これは小言になるのですが、何かさういふ点についての御考慮がなされたことがあるでしょうか。

○衆議院議員(野澤清人) どもつとも御意見ですが、ただいまの御指摘になりましたような点に關しまして、実はこの業種自体の母法をあらわし願ひますといふと、それぞれ詳しく施設を保持しなければならぬ、あるいは措置を講じなければならぬといふことが一応規定されてありまして、従つて、この法律を立案します際に、さうした細部についてはおそろく手ぬかりをしたのだと思ひます。従ひまして、この法律は、第一條に規定してあります通り、衛生措置の基準を作るとか、あるいはそれを順守させる、衛生施設の改善をはかるといふことを主たる目的として運営していきまふ場合に、第二義的に、実際はその弱小企業者の経済行為がやはり裏づけにならなければならぬ、どんな基準を設け、施設を向上させようと思つても、経済的に行き詰つておつたのでは、さういふ国の、あるいは社会の要請する面にマッチできない、さういふことから、経済的な意味を含ましておつたわけでありまして、当初から申し上げておりましたように、この法律が経済立法でないといふことは、私たちが申し上げておらないのでありまして、あくまでも一つの目的の前に経済立法の意味も加味した法律であると思ひております。さうした経済基礎を確立することによつて、衛生施設やあるいはまた施設の改善、向上等がはかれる、さういふ考えでありますので、御了承を願ひたいと思ひます。

○山下義徳君 小言です、私に追及はしません、経済立法ではないとおつしやらぬのです。経済立法を主としておらぬとさうおつしやる。環境衛生の向上が主たる目的である。言えども言えども頭固して尻固さずであつて、さういふところに化けの皮が現れてくる。環境衛生の向上と称しながら、要するところは、特定の別の目的をもつてこの法案を立法したのではないかと邪推せられるような節々がところどころに露呈してゐる、小言でありますから——私はこれは、この第八條の条文の書き方は、団体法が、非常に入念に主たる目的を掲げて、まずその履行を求めていると同じように、本法においても、環境衛生上のさうした改善を主として本法は要請して、その必要がそれに付随する、その目的のためには当然経済行為の援助を本法が与えてやるといふことが、私は法の建前としてはこれが正当ではないかと思ふ。さうなつておりました、この法に従うところの業者も、この法の精神がおのづとに現れてくるのであります、この法律の書き方からしますと、私は遺憾の面があらります。

もう一つ伺ひますが、談まします佳境に入りますが、適用営業、第二條第一項であります。第一項の食品衛生法の云々の中から飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、氷雪販売業、この四つを選んだ。このことはあとで伺ひますが、まずそれらの業者の中で同業組合を作らせるのは政令でできる、さういふことではあります。第三條によりますといふと、その同業組合を作らせる業種は政令でできる、さうあります。この飲食店営業といふもの、これは内容はさういふものでありまして、私が調べてみますと——調べが足りません、かわかりませんが、そば屋、すし屋、洋食専門店、和食専門店、仕出し屋、さういふいろいろあるのですね。そして旅館、バー、キャバレーといふものも飲食店営業に入るのか。それでこの飲食店営業の中には、店をかまえてやる店舗の営業もあれば、屋台の営業もあるんですね。そば屋、すし屋などのようなのは、さういふふうにして同業組合を作らせる——業種の組み合わせ方ですね、これはさういふふうにして……。皆別々にすると、一品ごとの種類ごとに中華そばは中華そば屋、すしは中華料理は中華料理、そしてフランス料理はフランス料理、そして各営業の種類ごとにやらせるのであります。さういふふうにして、この政令の定め方は、同業組合を作らせる業種の組み合わせ方といふんです、それはさういふ御方針でありますか。

○衆議院議員(野澤清人) この業種の選定に關しましては、後ほど政府委員から、専門的な立場からさういふ方針でいくかといふことの御解説を願ひたいと思ひますが、衆議院の委員会ではいろいろ検討された際に、一番苦勞しましたのがこの飲食店の営業でありまして、特に食品衛生法の第二十条に於て、営業施設の基準といふことが設けられておりました、そしてその説明には、「外食食堂、一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、レストラン、カフェ、バー、キャバレーその他食品を調理

「文は設備を設けて客に飲食させる營業をいい、次号に該当する營業を除く。」このように規定してありますので、一応衆議院の委員会では、これらの業態のうちから政令をまわめていくということに了承をいたしましたのであります。しかし、實際問題といたしましては、ただいま先生のおっしゃられたように、各種業態がありましますものを、一つ々々こまかく細分して政令を出すかというところが、今後の行政官庁としての考え方だと思いますので、その点に關しては政府委員より答弁したいと思います。

○政府委員(橋本正康) 答えを申し上げますが、まず飲食營業に關しましては、ただいま御指摘のように、いろいろ種類がございます。そのうち、私どもは、従来の慣行を尊重いたしまして、慣行とは、たとえばそば屋というようなものは現在すでに一つの組合を作っております。かような慣行を尊重いたしまして、しかもそのうちから特に問題の多い業態を業態ごとに選んで参りたいと存じます。たとえますれば、現在飲食店というものは二つの問題があるかと存じます。一つは風紀營業との關係における、いわゆる充春等との關係におきまする問題点が一つございします。もう一点はこの現在の飲食店というものが、まだ家庭の延長としての飲食店の形態をとっておられぬものが多いために、共かせぎの若い夫婦等には、あるいはわれわれの家庭生活におきまして、家庭の延長としての飲食店が少いために、その性格がないために、国民に不便を考へてゐる点が多いので、できる

だけ、今後は対象といたしましたのは、家庭の延長としての飲食店というようなものを発展させていきたいという点からそのように考へて、一つ処理をいたしたいと存じます。従いまして、とりあえずは、業地あるいはその辺にありまします大きな高級料理店等あるいはキャバレー等を対象にする意思はございせん。もっと大衆的なものを、従来の慣行にならしましてそれぞれ組合の一つの小分けの対象にいたしたいと存じます。その点は、たとえば旅館業につきましても、現在一般旅館もございしますし、また、簡易旅館というやうなものもございします。これらは、それぞれ慣行上別な業態になっておりますので、これらは政令によつて小分けをいたして参りたいと、かように考へておる次第でございます。

○山下義信君 そうですと、同じ料理店でも同業組合に入れない、この組合外にはずしていく料理店があると、こゝういふことでありますか。

○政府委員(橋本正康) 今のところは、私どもは、キャバレーあるいは茶館、赤坂等のいわゆる高級料理店というやうなものを、この法律の対象にあててする必要はないという考へ方を持っております。

○山下義信君 今の政令の考へを、具体的に各種の、ここに掲げられました飲食店營業、喫茶店營業等々につきまして、できるだけ、政府側の考へておられます、提案者の考へておられます御腹案を、次回までに資料としてお出しただきたいと思ひます。

で、今の問題に關連しまして、私はこの点であつたのは次の機会に譲ります。食肉販売業及び冰雪販売業を特に

本法の対象にお入れになりました真意について、この際御説明をおきを願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(野澤清人) 實は、昨日も衆議院に御質問がありました際に、はつきりしたお答えがなかつたものであります。その解説と一緒に申し上げたいと思ひますが、実は、この環營業法を立案します際の過程といたしましては、各種中小企業のうちでも、特に一般に言われる自主的な失業対策の業態というやうなことが基本条件になつておる。つまり、官公署をやめて退職資金をもちつて、簡単な營業で飯を食ひたいというやうな階層の業態が主体になりまして調査が進められたのであります。その途上において、先ほど申し上げましたように、免許を持つものと、施設だけで許可になるものとの業態というところで、ずつと拾つてきまして、それで、許可營業というところが主体になつて法律そのものが立案されて参つたのであります。その当時、あくまでもこの環營業法の対象となるべきものは、大資本と中小企業という対立のない業態というものが中心で選定されて参りました。そういう発生過程から参つたのであります。けれども、たまたま食品衛生法の問題に入りました際に、かなりの議論がありまして、どの業態をどれだけとるかというところでありましたが、どうしてこの業態のうちで飲食店とか、あるいは喫茶業といふものは、当然これは選定しなげなものであらう。そこへ強い業者の要請と言ひますか、世間の要請と言ひますか、食肉販売あるいは製氷等の問題が出てきて、その業態が出ましたときには、かなりいろ

いろな複雑した議論も提示されまして、むしろ、これは団体法でいくべきものでないかといふ議論もかわされたのであります。かわされたのであります。したが、少くとも食肉の方は、枝肉となつた以上は一つの商品である。しかも、これの取扱ひあるいは施設等をおろそかにしたならば、直ちに人命にも影響することであるから、何とかこれを環營業法の中に取り上げろ、こゝういふお話も出、また、製氷關係に對しまして、取り残されたやうな零細企業であるんだから、これを何とかしてでも環營業法に入れてくれといふ要請等もありまして、これは、衆議院側において自民党と社会党との小委員会において、むしろ、これは政令で発表するよりにして、業態は指定しないでおこつていかないか、こゝういふ審議上の経過もあつたのでありますけれども、反面、厚生省としましては、いろんな業態から陳情を受けて、これも入れ、あれも入れといふことになつて参ります。食品營業がやういふ法律で定められたものが二十種類あります。そういう陳情戦を受けたのではとていふ厚生省としても耐えられない、こゝういふこととから、それじゃ最小限度にしようといふことになりまして、両党相談の上に、飲食店、喫茶店營業以外に冰雪營業と食肉營業とを入れたわけでありまして、その性格から申しますと、いろいろ議論の余地はあると思ひますが、小委員会でも数回もんだ結果の結論でありますので、ぜひ御了承を願ひたいと存じます。

○山下義信君 この点は、問題点が多々ありますから、次回に譲ります。が、ただ本日の程度で切つておきます

のは、食肉といふのはどこまで入るかといふ点ですね。冰雪といふのはどこまでを言ふのかといふ限界点はどうなつておられますか。

○政府委員(橋本正康) 私どもが規制の対象といたしております冰雪は、主として食用の冰雪でございます。食べる氷でございます。従いまして、魚を冷凍したりいたします冰雪は、私どもの少くともこの冰雪の対象外だと考へております。ただ、一点、限界点といたしまして、病人用の冰雪は、これはきつめて重要なものでございします。従来とも、われわれはたとえ夜間でも冰雪が手に入るやうに業界を指導して参つております。なかなか徹底をいたしておりませんが、いつ何ときでも手に入るやうな營業方法をとらせたいと思つております。それから一方、食用の水と冷凍用の水の差は、中に空氣を入ることによりまして白く氷ができますので、冷凍用の水は必ずこれを明らかにするために空氣を入れたるを、除いて透明にしておこつて指導をいたして参りますが、これらの点も、今後組合の自主活動によつて徹底をいたしたい所存でございます。一方、食肉につきましても、これは家畜市場、屠殺といふ複雑な段階に入つて食肉体系になります。私どもは、この場合はあくまで枝肉以降、枝肉取引が終つた以降といふふうに考へております。

○山下義信君 そうしますと、食肉については枝肉は入らない、それから冰雪販売業については冷凍用の氷は入らない、たとえば冷蔵庫に使うやうなものは入らないと、こゝういふ御見解だといふことですね。

○政府委員(楠本正康) はあ。

○委員(千葉信彦) 残余の質疑は、時間の都合で次回に譲らさせていただきます。本案に対する本日の質疑は、この程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(長瀬) 御異議ないかと認めます。

○委員(長瀬) 御異議ないかと認めます。

午後二時まで休憩いたします。

午後一時九分休憩

午後三時三十分開会

○委員(長瀬) 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員の異動を報告いたします。五月十四日付をもって久保等君が辞任し、その補欠として、高田なほ子君が選任されました。

○委員(長瀬) 労働情勢に関する調査の一環として、公共企業体等の仲裁裁定に関する件を議題といたします。

まずこの際報告申し上げます。岸総理の出席については午前中に御報告申し上げましたが、なお、池田大蔵大臣は目下衆議院の大蔵委員会に出席のため、出席いたしかねるといふ連絡がございました。宮澤運輸相、平井郵政相はすぐお見えになるはずでございます。御質疑を願います。

○委員(長瀬) 昨日も説明いたしました、まだ不十分でありますからもう一度説明させていただきます。

八日の社会労働委員会には、私としては閣僚級出席後に出席するつもりでありましたが、閣僚級出席後に、総理大臣らとそのまじり委員委員会

行っていました。社会労働委員会の審議に至るの支障を来たことと、ことに對してはまことに遺憾に存じます。以後十分注意いたします。

○委員(長瀬) なおこの際、村上総務局長からも発言を求められておりますので、発言を許します。

○政府委員(村上茂利) ただいま労働大臣から説明がございましたが、私当日、大臣出席につきまして、責任を持って大臣の出席を委員長に約束申し上げておいたのでございますが、私政府委員として労働福祉事業団法の質疑に気が奪われておりました。閣僚級に大臣の御出席を得ませんでした。ために大臣の御出席を十分いたさず、審議に多大な御迷惑をおかけしましたことはまことに申しわけなく存じております。ここにつつしんでおわび申し上げます。

○委員(長瀬) それでは本件についての質疑に入ります。御質疑のある方は順次発言を願います。

○片岡文重君 宮澤運輸大臣に二、三点お伺いしたいのですが、昨日も労働大臣に対して、今回の仲裁裁定に關係のある問題について御質疑を申し上げたのでございますが、十分私どもの納得できるような御答弁をいただくことはできませんでした。さらにその答弁の中には、運輸大臣、大蔵大臣に質問せよという御答弁もあつたわけでありまして、それらの問題もあわせてお伺いしたいのですが、その仲裁問題に入る前に一つ御意見を伺っておきたいことは、先般国鉄労働組合の小柳委員長を初めとして多数の処分者を出しました。この処分の仕方につきましても、私どもははなはだ不可解な点が多い。

大體元來処分というものはそれはその人の行為に對して行わなければならないものであつて、いさくも政治的な關係や思惑で、あるいは何らかの意図があるところがあるて行わなければならないものでは断じてないと思つておられるべきもので、政府として一応のワケを定めて、そのワケに當てはめるような処分を行なつていける。これは明らかに行為に對する処分ではなくして、政治的な意図による処分と考えざるを得ないわけですか。しかし、この問題についていまいずれお伺いをいたしますが、とにかくにもそのいふ処分が一応行われて、組合側としても今後の組合運営についても十分配慮をし、これからの競争等についても十分考へていくことでありまして、その結果として国鉄労働の間に必ずしも円満な運営が期待されることは限りません。この国鉄運営の監督の立場にある運輸大臣として、將來この国鉄労働の間をいかによくしていくとされるのか、どのように国鉄の労働を円満にやつていかせようとするのか。そういう点について運輸大臣はお考えになっておられるのかどうか。お考えになつておられるならば、そのいふ点について具体的に一つお聞かせをいたしたいと思つております。

○政府委員(宮澤) このたびのいふ事案を惹起いたしましたことは、それぞれの立場において理由はあることと思つておられるけれども、やはり国鉄当局者と労働者の間に相互に十分な理解と信頼とがなかつたことによつて、こういうことが起つたのではないかと私は思ふ。お互いに相手を理解し信頼することのできなかつたということ、は、やはり過去におけるいきさつを見

ますと、国鉄当局者としてもつと自主的に動いていきたい、自主性を持つて仕事をやりたい、これも無理からぬことと思つて、また、労働者の側においてもやはりそれに應じて自分たちの立場をもつとよく理解させるというこゝとにしたいと、こう考へておられることと思つて、その点を私は今後両者の間に相互理解の上に立つた信頼というものを築いていって、ええ、こういうことは漸次解消していくのではないかと、こう考へております。その中で、そういう点について、今後でもき得るだけの私どもの力の至る部分はいたしていきたい、かように考へております。

○片岡文重君 郵政大臣は何か時間の都合で早く退席を希望されておられるので、この際、一、二点やはりお聞きしておきたいと思つて、全通の山村委員長初めとして、やはり相當の処分を出しておるようでありまして、この処分の仕方につきましても、今も宮澤運輸大臣に申し上げたところですが、はなはだ私どもとしては不可解な点が多い。特にこの処分にあつては政治的な配慮のもとになされておるといふ疑いが多分に持たれる。もし山村委員長初め、あるいは電通の委員長等にしてもそうですが、その行為によつて処罰をしたというのであるならば、あらかじめワケを定めるということは一体どういふところから考へつかれたのか、行為を見て、それによつてかりに処断に値するものだというところであるならば、極端に苛うならば、全職員にこごとくその処断に――不法行為をするならば処断に當るかもしれない、あるいは一人も処断

をするに値しないかもしれない、その一人々々の行為を究明に検討して初めてこれは処断に値するまいかが決定されるであらうし、その処断に値するといふ決定がなされて初めてその処断を断行されてくるであらう。おのずから数もまづつてくるはずであります。全国数方という組合の行動に對して、その短かい期間に解職とか停職とか減給とか、直ちに本人の生活に脅威するやうな殘酷な処分がなされるというところは、どう考へてみてもそれに対する慎重な態度というものが足りないものであり、言いかえればあんなに気が持たないものになつたのではないかと、一体どういふ程度にその一人々々についての検討をされたのか、その点を一つお伺いをいたしたい。

それからいふ一つは、今も宮澤運輸大臣にお伺いをしておつたところですが、この不当処分によつて、労使双方の間にきん然とした敵対した気持はなくなつていくであらう、むしろ一そう尖鋭化して、その労使の円満な協力を破壊するやうなことがあつても、期待する方向に向かうやうなことははなはだ困難ではなからうか、一そう公共企業体という性格にマイナスの面が多くなつてくるのではないかと考へられます。そういうことがあつては、政府がしばしば言われる言葉が、円満な運営を期待するとか、国民の迷惑をなすとかいふ、こういういふのきつていふ言葉といふものは口頭で言つて、結果はむしろ事業の円満な進行にも支障を来すであらうし、場合によつては、さらに国民にも大きな迷惑を及ぼすやうなことがなしとしないであらう。私たちがはなはだ労働の、特に労働者諸君の

をやるに値しないかもしれない、その一人々々の行為を究明に検討して初めてこれは処断に値するまいかが決定されるであらうし、その処断に値するといふ決定がなされて初めてその処断を断行されてくるであらう。おのずから数もまづつてくるはずであります。全国数方という組合の行動に對して、その短かい期間に解職とか停職とか減給とか、直ちに本人の生活に脅威するやうな殘酷な処分がなされるというところは、どう考へてみてもそれに対する慎重な態度というものが足りないものであり、言いかえればあんなに気が持たないものになつたのではないかと、一体どういふ程度にその一人々々についての検討をされたのか、その点を一つお伺いをいたしたい。

それからいふ一つは、今も宮澤運輸大臣にお伺いをしておつたところですが、この不当処分によつて、労使双方の間にきん然とした敵対した気持はなくなつていくであらう、むしろ一そう尖鋭化して、その労使の円満な協力を破壊するやうなことがあつても、期待する方向に向かうやうなことははなはだ困難ではなからうか、一そう公共企業体という性格にマイナスの面が多くなつてくるのではないかと考へられます。そういうことがあつては、政府がしばしば言われる言葉が、円満な運営を期待するとか、国民の迷惑をなすとかいふ、こういういふのきつていふ言葉といふものは口頭で言つて、結果はむしろ事業の円満な進行にも支障を来すであらうし、場合によつては、さらに国民にも大きな迷惑を及ぼすやうなことがなしとしないであらう。私たちがはなはだ労働の、特に労働者諸君の

をやるに値しないかもしれない、その一人々々の行為を究明に検討して初めてこれは処断に値するまいかが決定されるであらうし、その処断に値するといふ決定がなされて初めてその処断を断行されてくるであらう。おのずから数もまづつてくるはずであります。全国数方という組合の行動に對して、その短かい期間に解職とか停職とか減給とか、直ちに本人の生活に脅威するやうな殘酷な処分がなされるというところは、どう考へてみてもそれに対する慎重な態度というものが足りないものであり、言いかえればあんなに気が持たないものになつたのではないかと、一体どういふ程度にその一人々々についての検討をされたのか、その点を一つお伺いをいたしたい。

それからいふ一つは、今も宮澤運輸大臣にお伺いをしておつたところですが、この不当処分によつて、労使双方の間にきん然とした敵対した気持はなくなつていくであらう、むしろ一そう尖鋭化して、その労使の円満な協力を破壊するやうなことがあつても、期待する方向に向かうやうなことははなはだ困難ではなからうか、一そう公共企業体という性格にマイナスの面が多くなつてくるのではないかと考へられます。そういうことがあつては、政府がしばしば言われる言葉が、円満な運営を期待するとか、国民の迷惑をなすとかいふ、こういういふのきつていふ言葉といふものは口頭で言つて、結果はむしろ事業の円満な進行にも支障を来すであらうし、場合によつては、さらに国民にも大きな迷惑を及ぼすやうなことがなしとしないであらう。私たちがはなはだ労働の、特に労働者諸君の

をやるに値しないかもしれない、その一人々々の行為を究明に検討して初めてこれは処断に値するまいかが決定されるであらうし、その処断に値するといふ決定がなされて初めてその処断を断行されてくるであらう。おのずから数もまづつてくるはずであります。全国数方という組合の行動に對して、その短かい期間に解職とか停職とか減給とか、直ちに本人の生活に脅威するやうな殘酷な処分がなされるというところは、どう考へてみてもそれに対する慎重な態度というものが足りないものであり、言いかえればあんなに気が持たないものになつたのではないかと、一体どういふ程度にその一人々々についての検討をされたのか、その点を一つお伺いをいたしたい。

それからいふ一つは、今も宮澤運輸大臣にお伺いをしておつたところですが、この不当処分によつて、労使双方の間にきん然とした敵対した気持はなくなつていくであらう、むしろ一そう尖鋭化して、その労使の円満な協力を破壊するやうなことがあつても、期待する方向に向かうやうなことははなはだ困難ではなからうか、一そう公共企業体という性格にマイナスの面が多くなつてくるのではないかと考へられます。そういうことがあつては、政府がしばしば言われる言葉が、円満な運営を期待するとか、国民の迷惑をなすとかいふ、こういういふのきつていふ言葉といふものは口頭で言つて、結果はむしろ事業の円満な進行にも支障を来すであらうし、場合によつては、さらに国民にも大きな迷惑を及ぼすやうなことがなしとしないであらう。私たちがはなはだ労働の、特に労働者諸君の

をやるに値しないかもしれない、その一人々々の行為を究明に検討して初めてこれは処断に値するまいかが決定されるであらうし、その処断に値するといふ決定がなされて初めてその処断を断行されてくるであらう。おのずから数もまづつてくるはずであります。全国数方という組合の行動に對して、その短かい期間に解職とか停職とか減給とか、直ちに本人の生活に脅威するやうな殘酷な処分がなされるというところは、どう考へてみてもそれに対する慎重な態度というものが足りないものであり、言いかえればあんなに気が持たないものになつたのではないかと、一体どういふ程度にその一人々々についての検討をされたのか、その点を一つお伺いをいたしたい。

善意ある協力がなければ日本の今後の発展というものは期し得られないと思ふ。この労働者諸君のあたたかい協力を得るためには、やはり政府は善意と誠意をもって臨まなければなりません。しかるに今度とられた措置を見れば、いさかもそいう善意もなければ、労働者に対する政府の誠意というものは認められない。一体今後どういうようにしてこの労使の関係を円満な方向にもつていこうとされるのか、その点についてお考えをなされたことがあつたらば、一つその具体的にどういふふうによつていきたいという御所見を伺いたい。

○國務大臣(平井太郎君) お答え申し上げます。今回の処分は決して御指摘のような政治的な圧力、政治的な配慮によつて処分をいたしたものではありません。今回の処分というものは、郵政大臣といたしましては十分考慮をいたし、独自の判断のもとに立ちまして今回処分をいたしたのでございます。そこで、御指摘のように、ワクを最初からきめて、そのワクの中で範囲をきめて、そこで処分をしたというふうなことも、これも当然ございませう。慎重に慎重を重ねて十分処分をいたしたのでございまして、御指摘のようないふ、ワクをきめて、そのワクの中で何とか工夫をして処置をしたというところは決してございませう。

それから一人々々の問題をいかにやつたかという問題でございしますが、これは関係当局——関係当局とは郵政省における事務当局、その他こうした処分をつかさどる関係者が十分一人々々の行いを検討いたして、今回の処分の結果を見たわけでございます。

第二の御指摘の点、今後こうした多量の処分をして労使が円満にいくか、この点でございしますが、私といたしましては、郵政大臣に就任当初、労働者の幹部諸君とひさびさ交えて、今後の労使はこうあるべきであるという話し合いをともにいたし、ともにお互いの立場になつて理解をし合ひ、今後円満に労使の運営をやつていこうではないか、こつちう話し合ひもいたしてありますし、また、私自身もいたしまして、労働問題は今までの郵政大臣に決つて劣らないという立場において真心から労働問題に対しては取り組んでおるので、その点は労働者各位も十分私の意を了とされておるようには私は存じておるのでございませう。

○片岡文重君 今後の労使の円満なる慣行樹立のためにただ誠意をもつて話し合ふということだけであつて、それ以上に何も考えてはおらぬということですか。

○國務大臣(平井太郎君) 私は、今後ますます労使は相ともに手を携へ、お互いの欠点があれば欠点はお互いに見つめ、十分研究の余地があれば研究の道を見出す、ともに相語る時間、たぐひなく持つという方法において、今後平和裡に問題の解決をはかり、円満な労政をやつていきたい、かように念じております。

うといつて手を出しても、その手の中にイバラが隠されておつたのでは何にもならない。握手をしようといつてお見せして舌を出されておつたのでは何にもならぬのです。仲裁規定の取扱いを見ましても、この主文第一号を、示された三項目を完全に一体実施してゐるかどうかといふことになれば、あなた方はしばしば実施したと言つておられますけれども、この主文に、お読みになればおわかりになるごとく、労使協議の上実施せよといふことを言つておられます。一体どの程度の協議をしたかといふことですから、もとよりこれは協議したことはな

いといつていいが、いふまでもなく、その内容には、初任給の問題にしても、その他の問題にしても、実際には完全な実施をしておられない、こつちうことで誠意をもつて一つやまぐやろうではないか、なるほど政府としてはやろうやろうではないかといふことは言えるかも知れませんけれども、言われる方の身になつてみれば、当然与えられるべきもの、当然に受諾する権利のあるものが与えられないで、そうして気に入らなければ段平を振りかざし、常に権力をもつて弾圧し、処分をするといふ、こつちういふ態度では残念ながら労働組合も出された手に握手を与えるわけには参らぬと思ひます。で、将来、従来のような態度をもつて誠意をもつてきたといふようなことであるならば、将来の誠意たるや残念ながら労働組合は認めるわけには参らぬであらう。それといふことと、これからの誠意といふものは具体的に労働者の手は足りてゐない、一応了承する程度の協議と受諾がなければならぬ

と私は思ふ。今後さういふ少くとも百パーセントの満足は与えられなくとも、調停なり、仲裁規定に対しては、特に仲裁規定等の場合には、労働組合の諸君が一応は納得するといふところまでの話し合ひをしていくぐらひの誠意をもつておるのかどうか、さういふ点を私はお伺ひしておるのです。

○國務大臣(平井太郎君) 労使ともにのおのの立場がある、また、おののやり問題には限界点といふものがございませう。そこで、双方はお互いの立場を理解し合つて十分立場々々になつて、その範囲の許す最大限をお互いに手を握り合つて、しかしそのものの解決をはかつていくといふことで私は事が足りると思ひわけでございます。

そこでわれわれの許されておる範囲の最大限誠意を示し、また、組合側でももちろんさうした立場におありだろふと思ひます。そこは互いの相互理解と誠心誠意の気持をお互いに披瀝しながら十分話し合つてものを解決に導いたならば、物事は決してむずかしい問題はございませう。だから私は労使を合つて、真心を示し合ふといふことにおいてのみ解決が得ると強く信じております。

○片岡文重君 抽象的なさういふ誠意とか話し合ひといふことではなしに、さういふ言葉は今までも何十回、何百回も繰り返されてきた言葉です。しかし、さういふ言葉では、現実には不当処分を出しておるような結果を生んでおるのです。さういふことを私は聞いておるのではなくて、ほんとうにこれからさういふ処分者を出すようなことのないように、労使慣行を樹立

しようとする決意が今日所管の大臣としてあつてしかるべきだと思ふ。つまり自分の所管下にある労働者の生活の面を考へてやらなければならぬ。ほんとうに自分の所管する事業が国民の納得するような運営をされなければならぬといふ責任感がおありになるならば、今回行われた処分といふものに對しては、私は十分自責の念があつて

じかるべきだと思ふ。真にさういふ責任感がおありになるならば、さういふ抽象的なことではなしに、たとへば労働組合との間にさらに何らかの機関を設けるとか、あるいは少くとも今日極端なといつても差しつかえないほど政府並びに当局に對する不信感を持つておる労働組合に對して、将来の仲裁規定の取扱ひに當つては、たとへば満足ではあつても一応の了承を得られる程度の話し合ひはする、協議はするといふくらいのおやりお約束はあつてしかるべきだと思ふ。つまりさういふ責任のある、しかも将来具体的に労働者諸君を納得させるようなことについてお考えはないのかどうかといふことをお尋ねしておるのです。

○國務大臣(平井太郎君) 私の立場といたしましては、決して処分は喜んでおりませう。また、今後ともかような多量な処分者を出さないことを心から念じておるのでございませう。従いまし、将来ともこうした問題が起らないように心がけることは、これは当然でございまして、御指摘のように、何とか処分が起らない、楽しい労使の円満な慣行ができ上ることを念じておるのでございまして、将来ともさういふ事柄において研究すべき問題がございませうならば、大いに検討いたして御期待

労働のやつたことは全部正しく、政府並びに当局者のやつたことは全部間違いだというよりなことはやはり私は行き過ぎた見方だと思ふ。両者とも反省をしていくところに相互の信頼というものが起きていくので、そういう意味におきまして、どちらも自分の行き過ぎを改めていくというところに努力していくなければならぬ。その道を聞いていくということが必要であらうと考えるのであります。たとへばその意味におきまして、このたびの、もう私は岸内閣といたしましては、私まゝ労働関係の事情に暗いのでありますけれども、ここでお話を聞くと、今日まで仲裁裁定並びに調停というものを実施したことはなかった、今日まで。しかし、このたびはいろいろな御議論があらわれますが、私は完全に仲裁の本旨に沿って実施したと思つておるのでございます。私は、それでですから、そういうことも一つやはりこのたびは労使の問題の上に新しい行き方を政府は示したのであります。そういうような意味におきまして順次それを相互においてこれを理解し合つていくことが必要ではないかと、こう考へております。

○田中首相 運輸大臣は今お話を聞いています。問題が起るときには両方の責任がある。そういうところから出発するんだとこう言われた。今ここで労働者だけが全部よく、政府だけが全部悪いという議論をここでしているわけじゃないのですから、今運輸大臣は双方にある、双方が反省しなきゃならぬ、こういうことをおっしゃいました。双方が反省するということ、は、当局、政府、片や労働者だと私は思うのです。その労働組合には今も

郵政大臣は、あれは公社がやつたことだから云々、政府は、と言われましたけれども、運輸大臣の立場もそういう御釈明があるかも知れませんけれども、私は両方に責任があるというなら、政府や当局の責任はどういう工合に、労働組合だけを処分されたんだから、政府や当局の責任というものはどういう工合にされたか、それをお聞かせ願ひたい。

○國務大臣(宮澤重正) たゞいまの私の申し上げた問題と、責任という問題になればおのずから違ふと思ふのであります。たとへば私どもは責任という見方もいろいろありますが、国鉄を監督する立場にある運輸大臣としてこのたびの事態からして国民に非常な迷惑を及ぼした。そういうことに對して、お前は責任を感じないのかと言われれば、私はそういうことに責任を感じませんとは申し上げられないと思ふのであります。自分の監督をする国鉄の事態からして、乗客の上に、貨物の上に、ことにこの社会秩序もやはりこれによって相当乱されてゐる、こういう事態が生じたことに對して、国家国民に對して御迷惑をかけたその責任をと言へば、私は感じないとは思ひながら、この國に對して御審議になつておる、たとへば二十三日の抜き打ちストに對して政府並びに国鉄当局に責任があるかという、私どもはその点に關しては自分のしたことに手落ちはなかつたと思つておる。

局と組合との間に二十三日に業績賞を支払ふという。土曜日のうちの半分は半ばだと思ふのです。ね、半ばといふのは大體午後休む。こういう格好。ところがですね、二十三日になつてみてもその支払いが行われない。いろいろの生活上の予定したそのお金がもらえないから、労働者がこれは困るじゃないかといふことを言つていく。ところが、当局との間では、いや、払う予定もして準備もしておつたが、大蔵省が払えと言わぬから払えないのだといふことで、あの二十三日の問題は自然發生的に起つてきた。国民に迷惑をかけたことについては、それはその面から言つて全体のあの面から起きたことについて申しわけない問題でありますけれども、その問題のよつてきた根源といふものはそういうことであつて、夜の五時ごろになつて普通ならば休みの状態、時間外の状態の中でその問題が、その賞金が払われたといふこの現実ですね、こういうものでも労働者に責任があつて、当局の責任がないと、こういう工合におつしやるわけですか。

○國務大臣(宮澤重正) 私はたゞたゞこのいきさつは申し上げたと思ひますが、あらためて御質問のこの機会ですから、もう一度その当時の事情を申し上げますが、三月十五日に業績手当を出す問題について、この十六日、十七日の実行について、国鉄当局者と組合との話し合ひがありました。で、私はそのときは仲裁にかかつておるときでありますから、従つて、国鉄の總裁が団交をする場合の参考のために、政府のといふか、私自體の氣持を總裁にお伝えしたのであります。それ

は政府は仲裁裁定を尊重持つて尊重すると言つておるけれども、これを私の立場から具体的に言へば、完全に実施するつもりだ。その腹を持つて一つ十六日、明日からの事態を惹起しないように話をしてもう方が適當であると考え。こういうことを申し伝えたのであります。その結果であるか、まあ總裁の他の事情もありましようが、その団交が妥結いたしました。十六日、十七日の……十六日問題は解決いたしました。それから十八日ころに至つてその業績、私は業績手当といふものは払う時期をそんなに制限されるとは思つておらなかつた。しかし、年度末にも払ふものだらうと思つておつた。ところが、十八日でしたか、十九日ころになつて、二十三日に払ふという約束をしてあるのだ。大體二十三日に払ふように政府のつまり認可を得るようになつておるのだと、こういうことを運輸省の事務当局から聞きました。それは払えるのかしらと言つた。ところが、いや、払うについては、やはりこれは大蔵省とも話し合ひをしなればならぬ点があります。資金源の問題で。それで、じゃあ話し合ひをして払つたらいいでしょうと私は簡単に言つておりました。ところが、事務当局も、この話し合ひは別に困難なことではないといふような意味で、平然としてその交渉を続けて話し合ひをしておつたのであります。しかるに、二十二日の夕刻に至りまして、夕刻でもない、夜の八時ごろですか、電話がありました。聞くといふと、あの話し合ひについて、どうもまだ大蔵省とはつきりつかないところがある。これは大臣に話をしても

うことで、それなら話をしようといふので、池田大蔵大臣に電話をかけたところ、留守で、十時ごろ電話がかかつてきまして、その話をしますと、いや、あつとも私は知りません。さつそくきょうといつてもいいけれども、あしたの朝早く会いたいといふので、八時半に院内において、大蔵大臣と兩次官を連れて会いました。その結果、大蔵省と私の間に、大體これはきょう払うということに大蔵大臣と話をきめて、ただ兩次官同士で、もう少し業績手当で払ふ分と、運輸大臣一個の弾力条項で出すべき資金との計數の關係があるので、その關係だけをきめたら、もうそれでやりましよう、おやらない、私の方はかまいませんと大蔵大臣は言つた。それが九時前でありました。そこで、私は国鉄の当局者に二日に電話をしておりました。しかし、二十三日の晩においても、私は交渉において、大蔵省が不服ならば払えないなんといふことを一言も言つたことはありません。大蔵省が聞かないのは間違ひで、聞かせるというのが腹でありますから、私はですから事務当局に向つてひつくり返るなんといふことは、夢にも考えない。どんなことがあろうとも、払うと約束した以上は、私は払わせます。私はそのときに社会党の井上君その他が見えたときに、これがもしあなたがそれでは実現すると言つて、それで政府が最後聞かなくなつたらどうします。私は政府が最後聞かなくなつたら、自分は辭職するなんといふけちなことはしません。政府をつぶしても私は聞かせるまでは聞かしてみせますと、こう言つて、井上良二君や何

にお話をしておる。それで私まあ言つたのであります。従つて、私は自分の信念として、大蔵省が聞かないからこれができないなんということは、夢にも考えない。聞くことは当然のことだ、こう考えておりましたから、払うことは払うんだ、そんなことを心配するのではない。しかし、それで間違ひが起るといけませんから、九時前に国鉄当局者に電話をさせて、払う、しかし、時間がちよつとずれるから、私は昼ごろはできると思ひました。しかし、もし間違ひがあると、こういふことはいけなから、私が掛け値をして、午後五時と私は言つた。午後五時までは必ずちゃんと出せることになるから、心配をしないでよくそのことを伝えるようにといふことを、国鉄の当局者をして、朝の九時から言わせました。しかるに、その言ひ方がどうであつたか、十時になつても、十一時になつても、もう払えないといふようになつたことが伝わつたさうですが、そういうことのあるべきはずはないと私は信じております。それから三時になりまして妥結いたしましたから、では三時四十分は国鉄の当局者に払うように手続をさせる、その結果、五時に払つたわけでありましたが、そこで今あなたのお話にもありますが、土曜日であつて、その日の給料に、その日の袋に入らないとか、抜けたとかいふ話がありますが、私は当時、午後五時と言つた。常識から考えれば、二十三日に払うといふことをはっきりさせれば、金は二十六日にならうが、二十七日にならうが、貰ふなどというものは、一日や二日、払うときめたら、事実上そのことのおくれることは一向差しつかえない。これはもう社会的の、われわれの生活の上の常識で、貰ふが一日おくれた。ただそこに私は相互信頼のなかつたといふことは、いかに国鉄の労働の人々といへども、ほんとうに払うといふことにきまつたならば、一日おくれるからといって、そのためにあの事態を惹起するといふことではないはずだと私は思つております。その点には、とにかく給料が一日おくれるといふことから、もしくは二日おくれる、まあ二十四日は日曜日でありますから、結局二十五日になるわけですが、二十五日になるわけですから、普通常識のある、普通当りまえの何からいへば、それが月曜日になつたからといって、あれだけの事態を起さなければならぬはずは私はないはずである。その点は、私はあれだけの事態を起すには、やはりその以外に、何らかの意図があつたのか、また、それを十分に承知してなされたのかは知りませんけれども、とにかく私どもはそういう事態の起るべきはずはないことである。ですからその意味におきまして、私はそのことから、私どもがその事態を起した人と、法的な違反を起した人と同一の責任をとらなければならぬといふことは理解に苦しむ、こういうわけであります。

つかえなから、宮澤運輸大臣の私はお話を伺つて、今までの大臣にないところを一つやはり私は伺ひました。その今のお話で、私はやはりその伺つた大臣のお話を十分としてこの御質問を続けたいと思ふ。ということは、大體今までの大臣といふのは、責任をとれといへば、やめるといふのがこれは常識のようでした。しかし、政府をつ

ぶしても払う、こういう決意をもつてこの交渉に當つて下さつたといふことを、私は実は今初めて知りましたが、そういうお話を伺つてこの二十三日の事態をながめておりましたならば、なるほどそれは労働組合の諸君がわからな過ぎたとお考えになつたかも知れない。けれども、それだけのお考えがあるならば、もう一歩進んで、なぜこれだけの気持が組合員にわからないだらうか。労働組合の幹部といへどもやはり人間ですから、これは人間の気持のわからぬはずはないんです。なぜこれだけの気持がわからぬのだらうかというところをお考えになつて下されば、従来の保守党内閣がとり来つたところの労働政策といふものに、一応御検討の目を向けていただかなければならぬと思ふ。さつき大臣がみじくもおっしゃつたごとくに、従来の内閣では、仲裁規定の取扱ひに當つて、予算措置を講じたことは、ただの一べんもなかつたはずですが、これはそこにおいでになる労働大臣も、この委員会の席上でおっしゃつた。今まではそういうことはなかつたが、今度は予算措置を講じますといつて、ここで言明をされた。ところがその言明は、はしなくも閣内では相当大きな問題になつたといふことを、私はあとで伺ひました。それほどに今までの内閣といふものは、この公労法といふものをじゅうりんしてきています。ですから、しかもそのじゅうりんするに當つては、いつも公労法をじゅうりんするといつてじゅうりんしたためしはない。公労法の精神に従つて、これをできるだけ尊重しますといふ言葉を残してじゅうりんをしてきていますのです。ですから労働組合

としては、政府の言つたことは、目の前に現実となつて現われてこなければ信用することはできなかつたのです。そういうことをやはり十分にお考えになつていただきたい。それからもう一つは、ここで二十三日の話を私はまた繰返そうとは思つておらなかつたんですけれども、今、大臣から御説明ですから、この際せっかくの機会ですから、一つ労働者の家庭経済といふものの状態もやはり知つておいていただきたいと思ひます。二十三日に払うといふことであれば、二日や三日おくれても、また、貰ふとか業續手当といふものはおくれても、これはわれわれの生活の常識だとおっしゃいましたが、国鉄の給料は、今八日と二十三日に支払われております。そうして八日の給料では、前半の全部が払われる。これには税金も引かなければ、購買その他でもつて買つた物品の代金も引かれぬ。月賦のものも引かれぬ、全部が渡つてくる。ところが、二十三日の給料では、税金から、共済組合の掛金から、購買物品の月賦の代金から、一切を差し引かれるのです。極端なものになると、二十三日の給料では、袋だけもらひます、中身は入つておらない。さらにひどいのは、二十三日の給料袋に、赤字で書いた数字が書き込まれる。これはつまりマイナスになつてしまつたんです。ですから八日の給料でこのマイナス分を支払うことになる。それでなければ、その日にこつちから持つていかなければならない。二十三日の業續手当、期末手当といふものは、新しく進学する小学校の子供のランドセルや服やくつの金、あるいは中学や高校の進学、入

学等の子供たちのものを買わなければならぬ。従つて、二十三日に支払われるといふことの業續手当は、前から十分予算の中に組まれておる金なんです、職員にとつては、しかもそれが払われないといふことになつておれば、そこまでは厳格には考えてなかつたでしょう。けれども、これは大臣も存じでしやうが、総裁と労働組合委員長との間に取引きされた協定によつて、三月二十三日に支払うよう認可の手続をとるといふことをはつきりいつてある。二十三日に支払うようといふことをいつてあるのです。従つて、組合では、また、当局も二十三日の給料袋と一緒に入れますといふ約束をしてあるのです。そこで職場に出る人たちは、特に二十三日に明け番になる者は九時か十時には職場はひけてしまふ、それまでに手に入らなければ三時、五時に渡されても、それはその日に入らぬ。二十五日に出ないかなければ経理関係の者が出てこないのです、手に入らない。当然従来の例からいへば、二十三日の日に支払うといわれるその二十三日の朝に、それがもらえるものとして職員は出ています。二十二日の日に、二十二日の朝出勤するに當つて、その小学校に入る子供たち、中学に入る子供たちには、明日の朝お父さんは何時ごろ帰ってくる、十時ごろには帰つてきて、お前たちを連れてランドセルを買いにいふ、くつを買に行くよといふ約束をして職場に出てきておるわけです。しかもそういう人たちに限つて、給料袋の中にはその業續手当がなければランドセル一つ、くつを足買ふような金はないのです。そういう状態で出てきた者が、きようは

当局の手落ち、政府の手違いによつて
もたらなかつたといふことで、果して
その父親たちがわが子のところへ歸つ
ていけるでしょうか、こゝういふやは
職員が苦しい家庭経済といふものをや
はり御認識いたされたいと思つてお
す。そういう状態の中に生活をしてお
る職員が、いつもいつも誠意を持って
尊重すると言ひながら、じゅうりんを
されてきたこれまでの事情をやはり御
検討いただき、お考え下さるならば、
労働組合のみを責めるといふことには
考えがならないのじやないかと思つて
です。確かに大臣がおつしやるよう
に、私は政府ばかりが悪いと言つてお
るのではありません。労働組合も政府
もともにやはり日本の経済の発展のた
めに、日本の発達のために、ともに
やはり手を携えてやつていくべき考
えは持つております。また、そうでな
ければならぬと思つて。そういう気
持を持つておつて、なおかつそれが実
施、実行できないからには、そこに実
行できないだけの問題があるに相違な
い。その実行できないといふことは情
願をすることができないからといふこ
とです。双方が円満に労使の慣行を樹
立しようとするならば、やはりそこに
信頼がなければならぬ。信頼はやはり
誠意によつて生まれると思つてです
よ。現実には誠意を示さないで、そうし
てしかも実力行使をすれば、一方的に
権力を振り上げて処分する、こゝうい
ふやり方では残念ながら円満な何は、
労使の慣行といふものは樹立できない
と思ひます。で、先ほどから予算委員
会あるいは運輸委員会あるいは衆議院の
各委員会等においても宮澤運輸大臣は
二十二日のいきさつについてはし

ば御説明になつておられます。また、
ここで御説明になられました。その御
説明を伺つておつても、少くとも運輸
大臣の御説明になつておる点は、国鉄
並びに運輸大臣、大蔵大臣という当局
と政府間のいきさつであります。つま
り二十三日の所定の時間に支払いでき
なかつたといふいきさつを述べておら
れる。これはです、明らかにその所定
の十時なり、十二時までに支払いでき
なかつたといふ事態を引き起したいき
さつを述べておるだけであつて、それ
が労働組合に少しも責任を負わすべき
責任であるといふことには私はならな
いと思ふ。そのいきさつはあくまでも
いきさつであつて、そういう事態にな
つたところの責任といふものは、や
はり政府として負わなければならぬ
でしよう。当局としてやはりこれは考
えるべきだと思つて。そして法規
上そういう責任がないとおつしやられ
ても、少くともそういう事態になつ
た、たとへば今大臣は支払い時期も御
存じないし、そういうことにかく大臣も
そういう詳しい事情を御存じなかつ
た、大蔵大臣も二十三日になるまでそ
れを知らなかつた。こゝういふ手違い
といふものは明らかにこれは政府部内
における手違いである。従つて、そう
いふ手違いを来たしたといふことにつ
いての道義的な責任はやはり負わなけ
ればならぬでしよう。私は当然これは
組合を処断する以上、むしろ権力を
握つてゐる立場としては、組合を処断
する以前にまずみずから反省をし、そ
の反省の実を示すべくその責任を負
うべき心ある政治家の態度であると思
ふ。しかるに、再三再四その経緯のみ

を説明されて、そういう経緯をたどる
のやむなきに至つた責任といふものを
大臣は少しもお考えになつておらな
い。これはせつかく政府をつぶしても
支払つてやるといふ、その男一匹の気
概をもつて臨まれたその大臣としては
なほだ不可解だと思ふ。將來円満なる
労使の慣行を樹立していこうというお
氣持がもしおありになるならば、この
際、私は率直にお氣持を披露されて、
組合に対しても遺憾の意を表明されて
しかるべきじやないかと思ふんですけ
れども、大臣はまだそういうことには
お考えにならぬでしようか。
○國務大臣(宮澤運輸大臣) お話し
の通り、二十二日の晩に至るまでのこと、
その他のことは、それは政府部内の問
題であります。政府部内の問題であ
ります。しかし、政府部内の問題であ
りますが、私が十八日になつて二十三日
に払ふことを知つたといふことがそれ
はおそ過ぎたといふことでもないと思
ひます。また、大蔵大臣が、事務的に
できてしまふはこゝういふ協議が済み
ましたといふ報告ぐらゐは受けて、何も
当然できるべき事務的のことでは、で
きなかつたから大蔵大臣の耳に入りま
したけれども、できてしまふは事後に報
告するぐらゐで済むことと思ふん
です。できなかつたから私と大蔵大臣と
話をしたといふのが二十三日の朝になつ
たわけですね。従つて、そのいきさつを
承知すれば、国鉄当局者はそれを労働
組合に話さないわけがありません。また、
話したと言つておられます。直ちに電話
をもつてそれを通じて、もう払ふこと
になるから待てと、こゝう言つた。それ
から二十三日の、今の土曜日で、

組合員なり、職員の方々が八日と二十
三日に受け取る給与のうち、二十三日
はそういう事情であるといふことはお
話しした通りだと思ひます。また、三月
の末に當つて、家庭の事情によつてお
子さんを初め、入学者その他について
の心持も今あなたのお話しした通りだ
と思ひます。しかしながら、それは私
どもの常識から考えれば、その日に渡
してくれないとそれは困るじやないか
か、おれたちの立場はないじやないか
といふて厭長なり、経理の当局者に苦
情を申し込んでいくという程度のこと
が私は人のすべき常識、それを汽車を
とめる、荷物をとめる、まあ今日戦後で
ありますけれども、戦前、私も古い
からですが、汽車のとめるなんといふ
ことは夢にも考えられなかつた重大事
態であります。今日においてこれがそ
ういふ事柄で行われるといふことが、
私も古い頭かもしれないけれども、常識
をもつてしてはどうしてもその行動に
は理解できないのであります。
○片岡文重君 先ほど申し上げまし
た通り、政府が今までの約束をし、
また、表明せられたことを具体的に実
施されて、労働組合といふものが、政
府が一たび言明をすれば必ずこれは実
施されるものだといふ確信を持つてお
れば、何を好んでそういう実力行使な
んといふことをするのですか。労働
組合がやはり実力行使をするためには
それだけの努力も用い、金もかかるん
です。何を好んで世論の非難をあびる
ようなことをするのですか。やはり
今もなお組合の諸君は、はなはだお氣
の毒ですけれども実力行使をやつたか
ら二十三日おそくなつても出たのでは
ないかと考えております。そういう今

日不僧の念を抱かせておいたといふこ
ともにも、これは宮澤運輸大臣の御責
任ではなくとも、従来の歴代保守党内
閣が誠意を披露しておらなかつた、現
実に具体的に実施しておらなかつたとい
うところにその原因があるのですか
ら、この点についてもやはり十分に
考えになつていただかなければなら
ないし、かりに今の運輸大臣のお話で、
大蔵大臣と運輸大臣との間に手落ちが
なかつたとしても、私はないと思
ひます。それは運輸大臣としては相当
な御努力をなさつたといふことは今の
説明で率直に私は認めます。大臣のお
言葉をそのまま私は了承をいたしま
す。けれどもですよ、そういうスミ
スに二十三日の所定の時間に所定の給
料袋に入れて渡されるような事態にな
らなかつたことについてもう少し考
えていただかなければならぬじやない
でしようか。この労働組合の諸君が、
また、国鉄当局が二十三日には支払
うといふ言明をされておるのですから、
かりに大臣の言われた通り、政府部内
に責任がないとしても、その見通しを
誤まつた、しかるに、国鉄当局の責任
はどうなりますか。これはやはり手落
ちがないとは言えないでしよう。二十
三日のその所定の給料袋に入れること
ができなかつたといふ、こゝういふ事態
に立ち至つた、しかるに、国鉄の手落
ちといふことはどうなるのですか。見
込み違いといふことについては大臣は
どうお考えになりますか。
○國務大臣(宮澤運輸大臣) 私は国鉄の
当局者がこの春國を初め去年から引き
續いて業績手当を支給することに對し
て、世間から言へば、アベック國争だ
とか、やみ給与をやつたとかといふ

と対比して見たときどうなるか。あな
たや私らの一般的な良識によつて考へ
てみたときに、生産業績を上げる、そ
れによつて報いて、また、次の生産
に、それが再生産の基礎になつてい
く、そういう形のものが、生産に対す
る設備投資、労働という形の中で私は
生産向上というものが生まれてくるん
だと思ふんです。で、そういう実際の
苦勞を知らない大蔵省がさじかぜで中

すとか出さぬとかいふようなことが起
きてるから、今度の二十三日のよう
な問題が起きた。そこで、私の今聞
きたいのは、当局と組合との間にお
いて、日々の給与のワクの中で積み
上げてきたものを、やみ給与云々とい
うことで一切これを取つておいて、
で政府は完全実施だと言われるん
だが、なかなかわれわれには理解で
きな

いんだが、一つ裏返した私の前段の話について、業績を上げる、生産を上げる、それに対する労働再生産と言います。

すか、物をたくさん作って、その生産
に對する見返りを労働者が受けるとい
ふこの感情というものを頭から抹殺し

ていこうとしている今日の公社の現状について、あなたはどうしたらいいとお思いになりますか、一つその上を

ろをお聞かせ願いたい。

○國務大臣（宮澤胤男君） 私は、です

から過去においても、相互に理解と信頼の欠けたところがあつたからであると思う。聞くところによりますと、

先ほど来、私よく知りませんけれども、仲裁裁定を政府は実施しなかったと言いますけれども、だんだん期日が

おくれて、後には順次それはやっばし
実施しておるんだそうです。そ

それから、私の承知する範囲において、世間で言う予算単価と実行単価の差額、すなわち、世間ではこれをやみ給手やみ給手と言っておりますが、この範囲も、あとからは順次政府が認めて、国鉄当局者の団交で妥結したものを根本から否認して出さなんだということはないわけですか。順次認めてきて出しておるわけですか。それがだんだんおくられて、そして、ここで一つ総決算をするということになってきて、こないだの仲裁裁定において、将来に向って一つこの五百二十円の問題も解決しろ、また、政府もするために、このたび三分の二を残して、そうして三分の一を消し、将来またこれをどういうふうにして消していくかということによって、今度は予算単価と実行単価というふうなものをなくして、これだけの大きな組織ですから、これは法規の上で、規則の上できめていかなければできないことです。運用できないことはむろんでありますから、規則通りに行わしていきこう。私は、この近年の状態において労使の關係に、少くともこの内閣において一歩正しい方面に踏み出しておるといふことは明瞭であらうと思ふのであります。

○藤田藤太郎君 運輸大臣、今までの仲裁裁定は実施せないと云うけれども、順次実現してきた、こういうことを言われた裏から、今度やみ給手云々という問題は、五百二十円一ぺんに精算するんだと言われたら、実施してきたことと一ぺんに精算するということとどうなるんです。これが第一点。おかしいじゃないですか。差引いてしまふのじゃないですか。これが第一点です。

それからもう一つは、私の言っているのは、汗水流して生産を上げて、以上の生産を上げて、その報いと言いますか、その代償と言いますか、それに対する給手というものが、普通の生産機関ならある。そういうものが当局と組合との間において協定されるのを今度のような格好で、たとえば将来と言いますか、こういう裁定のときに差引く、そういうものは一切差引いてしまふというものの考え方が社会一般の良識でしかどうですかというのを聞いています。

○國務大臣(宮澤胤男君) 順次してきただが、今度のことで話が食い違つておる、おかしいじゃないかというお話ですが、今度のことはつまり私どものやったことでなくて、仲裁裁定が出たんでございまして、仲裁裁定は過去のいきさつをここで一括してはつきりしたものにしようという気持であの裁定をしたと思う。その裁定に私どもは従う、こういうことでございまして。その従ひ方にまだ御不満があるというところ、仲裁裁定で五百二十円との差は四百二十円となつたわけでありまして、その事柄を今日五百二十円というものを一ぱいにいせればそれで仲裁裁定を実施したものと、労組やその他政府の処置に反対をせられる諸君は同じになつておられますが、あの仲裁裁定が出てはつきりしたときに、労組は、ほとんど公式に四百五十円出せばいいという声明を出しておられます。そういう常識的な観点からすれば、どうしても五百二十円出さなければならぬという解釈は出てこない。政府が今度やりました四百二十円というものは、相当実施したものと

して、そうしてあとこれから後にこれを解消していくという裁定の趣旨にのつとてやつていくというのですから、この点は裁定に従うということでありまして、過去においても、おくられても裁定は実施してきた、今度はおくらないで裁定を実施していく、こういう次第であります。

○藤田藤太郎君 第二点を……

○國務大臣(宮澤胤男君) 失礼しました。第二点はもういふことです。

○藤田藤太郎君 各企業で生産が上れば、その企業の労働者の業績に対する報いをするというところが……

○國務大臣(宮澤胤男君) その点は、業績手当てで残っておりますから、できていきます。

○片岡文重君 まことに忠実な助言者がおられるようですけれども、私たちが今まではしておらなかったと申し上げたところが、いや、時期をおくらして実施したとおっしゃる。時期をおくらせて、しからばたとえば二十三日の業績手当ての時期をおくらしてその金額が、裁定に示された金額が支給されたのならば、これは時期をおくらして実施したことになるまいしょう。けれども、この仲裁委員会の事務局で出しておる資料を、これはその記録です、これを私は全部拝見いたしました。が、時期をおくらせて実施したのではありません。それは、その仲裁に示された金額を実施したのが、金額といふと、月額を實施していったのが、たとえば一つの例を申し上げるならば、裁定書番号の八号です。これは、八月から實施せよと言つておる。これを實施するために百七十九億一千七百万円かかるのです。ところが、これは十一月以降に實施しております。従つて、百五億一千九百万円、

ざつと見て七十四億という金が實施されていらないじゃないですか。つまり、時期をおくらせて實施したというものは、そのおくらせた期間といふものは完全に行はずやありませんか。だから、これを称して、今までも労働大臣も同じようなことをおっしゃつておられた。だからこれは聞き流しておくわけにはいかない、あくまでも労働大臣の今までの御答弁によつて、給料の支払時期、方法等もよく御存じないようです。ですから、この際御認識をいただきたいのですけれども、時期をおくらせて實施したといふことは、そのおくらせた間だけはカットされている、實施されておらないといふことをこの際、御承知になつていただきたいということを私は申し上げたのであります。

○藤田藤太郎君 今宮澤運輸大臣は業績手当てが残つておる。国鉄が業績を上げて、この五百二十円差引くと言いますけれども、国鉄はその間、それは裁定が出まして、裁定の中で将来といふことが書いてある。それを今度三分の一の引かれたわけですから、国鉄が、労働者が業績を上げて、そしてその少いワタの中で働いて、人員の中で働いてきたものを、今度一気に差引くといふことにはならないのじゃないですか、それは仲裁委員会でも発表されているように、将来の適当な時期に、この問題は業績の形で出てきたんだから、将来といふことに、今度三分の一引いて完全実施と言へるのですか、それは。

○國務大臣(宮澤胤男君) それについてはそれぞれの立場で議論があると思ひます。で、私どもが完全実施と、これは私はもう心からそう思つておりますが、それは疑問があつたために、政府も国鉄当局も、労組もみな仲裁委員に質問をしております。その質問の返事を見まして、政府のつた今度の予算措置はこれでいいかといへば、それでいいんだといふことをはつきりとこの間からも言つております。また、これは言ひ、言わなにかかわらず、私どもは、この見方からして当然だと、それから私が先ほど、まあ数字にこだわるわけではありませんが、十円でも違えばいいまいけれども、十円でも違えばいいまいけれども、国鉄労組その他があのときに公式に発表した意見に、四百二十円取ればいいのだと言つてゐる氣持をみても、私はこれはおわかりのことだと、こう思ふのであります。ですからこれをして完全実施したものでない、仲裁裁定に不足すると言ふことは、これは私はどうかと考へてゐるわけです。

○委員長(千葉信君) 本件につきましては、明日午後三時半から岸總理大臣が本委員会に出席される予定になつておりますので、本日の質疑はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。せつかく労働大臣に御出席願ひますが、質疑の順序の都合で大へん……またあらためて……

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時四分散会

昭和三十一年五月二十日印刷

昭和三十一年五月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局